公益財団法人 港区スポーツふれあい文化健康財団

第 五 次 中 期 経 営 計 画

令和3年度～令和5年度

（2021年度～2023年度）

令和3年3月

（2021年3月）

（公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団）

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団の概要

名　称	公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団
所在地	東京都港区赤坂四丁目１８番１３号
設　立	平成８年（１９９６年）４月 （平成２２年（２０１０年）４月に公益財団法人認定を取得）
ＵＲＬ	https://www.kissport.or.jp
目　的	財団は、コミュニティの振興を図るため、東京都港区の区域内に在住、在学及び在勤する者に対し、これらの自主的なコミュニティ活動の支援やコミュニティの活性化を図るための機会と場の提供などのコミュニティ振興事業、スポーツ振興事業、文化振興事業、生涯学習支援事業及び健康増進事業を行い、もって健康で文化的な区民生活の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする。 （定款　第３条：目的）
事　業	（１）　コミュニティ振興に関する事業 （２）　スポーツの振興、普及啓発に関する事業 （３）　文化の振興、生涯学習の支援に関する事業 （４）　健康増進を図るための事業 （５）　港区から受託するコミュニティ、スポーツ、文化、生涯学習、健康増進に関する事業 （６）　港区から受託する施設の管理運営に関する事業 （７）　その他この法人の目的を達成するために必要な事業 （定款　第４条：事業）

目　次

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

（本編）
第１章　第五次中期経営計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　１　第五次中期経営計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　　（１）計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　　（２）計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
　　（３）計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　２　第四次中期経営計画の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　　（１）第四次中期経営計画の総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　　（２）主要課題の検証と対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　３　財団の財務状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第２章　第五次中期経営計画における方針と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
　１　経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
　　（１）計画における背景と方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
　　（２）計画策定に当たり留意すべき視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
　２　中期ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
　　Ⅰ　区民ニーズの多様化に応える事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
　　Ⅱ　魅力ある指定管理施設を目指す新たな取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
　　Ⅲ　安定した経営基盤の確立と組織力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第３章　第五次中期経営計画における重点施策と計画化事業・・・・・・・・・・・・・ 21
　１　施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
　２　重点施策と計画化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
　　Ⅰ　中期ビジョンⅠに基づく重点施策と計画化事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
　　Ⅱ　中期ビジョンⅡに基づく重点施策と計画化事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
　　Ⅲ　中期ビジョンⅢに基づく重点施策と計画化事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

（資料編）
　１　前計画の計画化事業の個別検証と新たな課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
　２　前計画期間中の事業数、職員数、人件費の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
　３　財団が実施している事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
　　（１）コミュニティ振興に関する事業（定款第４条第１項第１号）・・・・・・・ 67
　　（２）スポーツの振興、普及啓発に関する事業（定款第４条第１項第２号）・・ 69
　　（３）文化の振興、生涯学習の支援に関する事業（定款第４条第１項第３号）・ 71
　　（４）健康増進を図るための事業（定款第４条第１項第４号）・・・・・・・・・ 73
　　（５）港区から受託する事業（定款第４条第１項第５号及び６号）・・・・・・・ 74
　４　付属資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
　　（１）設立趣意書（全文）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
　　（２）公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団　定款・・・・・・・・・ 80
　　（３）クレド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
　　（４）公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団　組織図・・・・・・・ 89

本　　編

第１章　第五次中期経営計画の策定について

１　第五次中期経営計画策定の背景

（１）計画策定の目的

「公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団（以下「財団」といいます。）」は、平成８年（1996 年）に港区（以下「区」といいます。）が出捐（しゅつえん）し、設立された財団法人です。「公益法人改革」関連３法が平成２０年（2008 年）１２月に施行されたことを受け、平成２２年（2010 年）４月に公益認定を取得し、公益財団法人として１０年の節目を迎えました。

財団は、設立以来、区のコミュニティ振興、スポーツ振興、文化振興、生涯学習の支援及び健康増進を図り、健康で文化的な区民生活の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とした事業を実施してきました。まさしく行政の枠を超えた財団として迅速・柔軟・機動的かつ弾力的な対応や発想による区民サービスの向上に努めつつ、区と協働してきました。

区は、平成１９年（1997 年）、財団を含む外郭団体の今後のあり方を示した港区外郭団体改革プランにおいて「財団の事業の中には、地元企業や区民との協働によるものが多く、これまで蓄積してきた地域とのつながりを維持することは重要」として、また、「区民と区との橋渡しという行政を補完する重要な役割を果たしていること」等の評価をし、存続していくことが決定されました。令和元年度（2019 年度）に行われた指定管理者公募では、財団は、新たな指定管理施設である港区立伝統文化交流館の指定管理者として指定されたことで、今後は更なる人と人とのつながりを大切にした地域共生社会の推進が求められています。区は、区有施設の効率的・効果的な管理運営はもちろん、時代の変化に即応したサービス提供ができる指定管理者を求めています。これを受けて財団は、区の外郭団体として、現在の施設運営において、区民の声をいち早く捉え、更なる管理運営の改善を行うことはもとより、次期の指定管理者公募に向けた準備を早い時期から進める必要があります。引き続き指定管理施設の管理運営を財団が担うことによって、区や区民の期待に応えるとともに、「区のコミュニティ振興、スポーツ振興、文化振興、生涯学習の支援及び健康増進を図り、健康で文化的な区民生活の向上と地域社会の発展に寄与する」という財団の目的を具現化しなければなりません。

現在、区は、平成２６年３月「港区区民協働ガイドライン（以下「区民協働ガイドライン」といいます。）」を策定し、区民協働を推進するとともに、文化振興の質の高いサービス提供と（仮称）文化芸術ホールの整備などに取り組んでいます。これは、財団が担う分野の事業に、大きく影響を及ぼす取組と言えます。さらに、区は、令和３年度（2021 年度）に開催が延期となった東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」といいます。）に向けての対応・準備を進めています。

区のパートナーとして事業を補完する役割を担う財団は、区の施策目的に沿った事業を展開するとともに、自立的なサービス主体として、また、時代や区民ニーズの変化に応じたサービスを提供できる組織としての財団らしさを発揮し、設立の目的を改めて確認しながら、事業や組織機能の充実を図る必要があります。財団としては、時代の動向をしっかりと捉え

ながら、これからの財団の『あるべき姿（①区民・地域との協働を常に意識した事業を展開し、地域共生社会を実現すること。②公共でもなく民間でもない財団法人として、事業運営において行政組織の所掌事務を横断的に連携させるなど、柔軟性と強みを生かすこと。③５つの分野（コミュニティ、スポーツ、文化、生涯学習、健康増進）の各事業がつながりを持つことにより、全体として大きな効果を出せるようにすること。)』を見つめ直し、区はもとより、区民や社会の要請に応えていく重要な時期を迎えています。

以上のような背景から、財団は、平成２１年度から平成２３年度まで（2009 年度～2011 年度）の３か年を計画期間として「第一次中期経営計画」を策定し、以後、刻々と変化する社会情勢に対応した中期経営計画を３か年ごとに第二次、第三次、第四次と策定してきました。この間、財団では、区のパートナーとして区民サービスの向上、福祉の向上のための事業の推進及び組織体制の強化に取り組んできました。

このたび、令和３年度から令和５年度（2021 年度～2023 年度）までの３か年を第五次中期経営計画期間と位置付け、前計画のこれまでの取組を総合的に分析・検証し、そこで浮き彫りとなった新たな課題の解決に継続して取り組みます。

（２）計画の位置付け

区では、港区基本構想をもとに総合計画である港区基本計画を始めとした各種計画が策定されています。平成１４年（2002 年）１２月の港区基本構想では、「やすらぎある世界都心・ＭＩＮＡＴＯ」を港区の将来像とし、その下に３分野２６政策の港区基本計画をおき、「かがやくまち・にぎわうまち・はぐくむまち」というスローガンを掲げ、「参画と協働の区政」、「総合支所中心の区政」を推進しています。

また、区では、区民参画組織であるみなとタウンフォーラムの提言やパブリックコメントでの区民等からの意見を踏まえ、令和３年度（2021 年度）から令和８年度（2026 年度）までを計画期間とする新たな港区基本計画を令和３年（2021 年）１月に策定し、令和３年（2021 年）４月から運用される予定です。

財団が行う事業は、コミュニティ振興、スポーツ振興、文化振興、生涯学習の支援及び健康増進の５つの柱を中心としています。これらは、港区基本計画はもとより、港区教育ビジョンから展開する港区生涯学習推進計画や港区スポーツ推進計画に加え、港区文化芸術振興プラン、港区国際化推進プラン、港区地域保健福祉計画と足並みを揃えて実施されるものです。財団としては、本年４月から運用される港区基本計画・実施計画及び関連計画の内容を踏まえ、第五次中期経営計画に具体化し、区の目指すべき姿を共有して事業を推進していくことが必要です。

また、区民協働ガイドラインにより、区民や活動主体と一緒に地域課題を解決する区政の実現に向けた取組が着実に進行しており、「区民と区との橋渡し」という行政を補完する重要な役割を果たしていくことが、強く求められています。

第五次中期経営計画では、こうした区の政策目的を共有し、みなと区民まつり（令和元・２年度は開催中止）とともに財団の事業の中核と位置付けているＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン（令和２年度は開催中止）の開催など、区民ニーズに応えられる新しい事業を展開しながら、財団設立の趣旨に則った３年後の財団のあるべき姿を実現するために２７の計画

化事業に取り組みます。

（３）計画の期間

第五次中期経営計画の期間は、令和３年度から令和５年度まで（2021 年度～2023 年度）の３か年とします。

２　第四次中期経営計画（平成３０年度～令和２年度（2018 年度～2020 年度））の取組状況

（１）第四次中期経営計画の総括

平成３０年度から令和２年度（2018 年度～2020 年度）までの第四次中期経営計画（以下「前計画」といいます。）では、「港区のコミュニティ形成を担う公益財団法人としての独自性の発揮と組織力の強化」という中期ビジョンのもと、「区民ニーズの多様化に応える事業の推進」「魅力ある指定管理施設を目指す新たな取組」「経営基盤の強化による組織力の向上」の３つの中期目標を掲げ、計画の遂行に努めてきました。２９の計画化事業については、毎年、計画書の工程管理をもとに事業の達成度をＰＤＣＡマネジメントサイクルに鑑み検証してきました。平成３０年度（2018 年度）に公募のあった指定管理施設の一部では、指定を獲得できなかったことから、原因を究明し、独自に予算や人員配置を見直すなどの対策を講じ、適切に対応したことで、令和元年度（2019 年度）に公募のあった新規施設の伝統文化交流館については、財団が指定管理者として指定されました。

令和元年度（2019 年度）に実施した利用者満足度調査（以下「満足度調査」といいます。）では、従来型のアンケート形式の調査方法に加え、グループインタビューやインターネット調査など多角的な方法で実施しました。

また、広報活動においては、ホームページ及び財団が発行するキスポート誌の情報量を増やすとともに見やすく刷新するなど、今後の財団事業の展開に大きく力を発揮することができました。

一方で、その他の取組を振り返り、財団が期待されている役割と達成状況を比較検討する中で、港区の公益財団法人としての課題が見えてきました。第五次中期経営計画の策定においては、前計画を検証し、課題を見据えることで実効性のある計画とします。

（２）主要課題の検証と対応

前計画で財団の課題としてあげられた次の４つの項目について検証を行い、今後の第五次中期経営計画期間の中で対応していきます。

① 事業の見直し

事業改善に当たり、事業ごとのアンケート調査や満足度調査などをもとに、子どもを連れて音楽鑑賞ができる「ふれあい親子コンサート」や「音楽のさんぽ道～０さいからのコンサート」など、利用者の声や社会的情勢を反映した新たな事業を推進し、好評を得られました。今後も、港区の人口動向等に基づく各地域の情報や特性に合わせ、それぞれの区民ニーズに的確に応えるよう、対象を絞り込んだ事業展開を推進する必要があります。

また、財団内の事業改善検討会における評価機能の強化を図るため、作業部会を設置するとともに、指定管理事業を除く全ての事業について、アンケート調査や満足度調査による利用者の満足度を数値化し指標とするなど、新たな評価の視点で見直しを実施しました。財団では、地域等との協働事業を推進していくことが必須の課題となっており、ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソンやみなと区民まつりの協賛の獲得や、新たな形での文化芸術事業、健康増進事業の展開について検討し、取り組んでいきます。

② 指定管理者制度への対応

平成３０年度（2018 年度）の公募では、財団は、施設特性や施設運営への要望を踏まえて提案し、区民センター４施設、生涯学習施設２施設は指定管理者に指定されましたが、高輪区民センター、健康増進センター及びスポーツ施設は指定管理者の指定を受けることができませんでした。このことを踏まえて、前計画期間においては、施設の指定管理の再指定に向けて着実に実績を積んできました。また、財団の実績と経験、運営・実施した取組や内容を選考委員や区、区民にお伝えし、社会情勢や時代の変化に柔軟に対応したサービスの充実・強化を図り、応募に向けた対策を進めてまいりました。

その結果、令和元年度（2019 年度）に行われた伝統文化交流館の指定管理者選考には、財団ならではの管理運営手法が評価され、指定を受けることができました。

③ 組織基盤の強化・充実

組織力の向上については、充実した研修による人材育成を行うとともに、昇任制度を含む財団職員のモチベーション向上につながる抜本的な人事・給与体系の見直しのための検討を進め、職員個々に対してヒアリングを重ねてきました。平成３０年度（2018 年度）には、ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソンの開催に向け、専門部署をつくるため、マラソン課を新設し、組織体制の強化に取り組んできました。第五次中期経営計画においては、前計画の到達点を踏まえて障がい者雇用も含めた具体的な施策を実行していきます。また、財政基盤の強化については、自主財源の確保を目的として財団事業への賛同に基づく寄附金の募集に取り組んできましたが、残念ながら十分な成果にはつながっていません。第五次中期経営計画期間においては、財団が考えるコミュニティ形成の「あるべき姿」をより鮮明に打ち出し、ホームページに寄附金の募集ページを設けるほか、事業参加者への適正な受益者負担による収益力の強化を図るなど、効果的な仕組みを検討して、財団の自主財源確保による区からの補助金の依存度を軽減することで、最終的には区民の利益につながることをより明確にしていくことが必要です。

④ 第三者評価への対応

区が指定管理施設に対して実施する第三者評価（※）の結果を受け、指定管理事業の検証を行うとともに、事業を担う財団職員一人ひとりが、モチベーションを持って前向きに職務に取り組めるよう、人事評価制度の運用改善に取り組みました。今後も第三者評価を含めた自己点検・評価を徹底する必要があります。

※第三者評価

区が指定管理施設に対して第三者評価機関に委託し、施設管理者への聞き取り調査や利用者アンケートにより評価を実施。区民センター、生涯学習施設は、令和３年度（2021 年度）に実施予定。

伝統文化交流館については令和４年度（2022 年度）に実施予定。

３　財団の財務状況

今日の社会情勢における環境変化のなかで、区から支出されている補助金は、その財源が区民の税金であることを強く認識し、区の補助金だけに依存しない、独自財源の確保による自立性を継続して追及していきます。今後とも、補助金の重みを一層自覚するとともに、引き続き管理コストの抑制や財団以外でも実施可能な事業の廃止、効率的、効果的に事業を実施するための取組が不可欠です。

第四次中期経営計画期間中、平成３０年度（2018 年度）及び令和元年（2019 年度）にＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソンを実施し、令和元年度（2019 年度）に指定管理施設の再指定を獲得した財政計画に改定するとともに、令和２年度（2020 年度）には、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」といいます。）の影響による、みなと区民まつり及びＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン２０２０の中止に伴い、財政計画の一部を改定しました。

なお、計画期間中には、令和３年度（2021 年度）に開催延期された東京 2020 大会後を見据えた事業や、文化芸術振興プラン（平成３０年度～令和５年度）の見直しに合わせた計画を見据えるとともに、オンラインなどＩＣＴ（情報通信技術）を活用した事業展開、多様化する情報社会への対応も求められます。これらの実施に当たっては、従来の方針を引き継ぎ、次の４点に留意し、取り組むものとします。

① 既存事業のスクラップに取り組み、魅力ある新規事業の立ち上げに努めます。
② 業務の平準化・効率化を図ることで支出を抑制し、コスト縮減を図りつつ、管理運営品質の維持向上に努めます。
③ 協賛の呼びかけや受益者負担のあり方の検討など公益性を担保しつつ、自主財源の確保に継続して注力し、財団全体の課題として取り組みます。
④ 区の寄附文化の醸成に向けた取組や特別区民税寄附金税額控除対象団体指定の趣旨を踏まえた財団運営に取り組みます。

【財政計画】　　（単位：千円）

			第四次中期経営計画			第五次中期経営計画		
			３０年度（2018）	元年度（2019）	２年度（2020）	３年度（2021）	４年度（2022）	５年度（2023）
収入	補助金事業	区補助金収入	521,630	536,405	437,987	608,641	612,901	617,192
		その他収入	28,098	26,024	27,377	22,172	22,579	23,003
	指定管理事業	指定管理料	317,181	298,379	397,536	396,920	396,406	397,987
		その他収入	4,913	2,514	2,840	2,272	2,840	2,982
	その他事業費		1,395	3,202	6,174	5,139	6,174	6,433
	特定資産取崩収入		—	—	—	—	—	—
	収入計（a）		**873,217**	**866,524**	**871,914**	**1,035,144**	**1,040,900**	**1,047,596**
支出	補助金事業	人件費	117,329	120,387	128,878	142,728	144,155	145,597
		コミュニティ振興費	120,800	119,521	91,881	133,235	134,567	135,913
		スポーツ振興費	24,678	25,077	31,293	26,216	26,478	26,743
		文化振興費	72,700	72,944	78,546	86,294	87,157	88,029
		健康増進費	430	2,511	4,516	4,286	4,329	4,372
		マラソン事業費	100,000	100,000	0	100,000	100,000	100,000
		小　計	435,937	440,439	335,114	492,759	496,687	500,653
	指定管理事業	人件費	154,492	143,433	182,510	191,636	193,552	195,487
		区民センター	104,857	102,062	117,019	112,294	111,740	111,066
		スポーツ施設	—	—	—	—	—	—
		生涯学習施設	46,283	44,176	47,927	44,311	44,138	43,773
		健康増進センター	14,022	30 年度まで。	—	—	—	—
		伝統文化交流館	—	—	52,920	50,951	49,816	50,643
		小　計	319,653	289,671	400,376	399,192	399,246	400,969
	その他事業費		4,550	2,072	5,174	4,139	5,174	5,433
	管理費	人件費	69,742	70,916	71,056	73,979	74,719	75,466
		運営事務費	44,049	51,074	59,194	64,075	64,075	64,075
		その他管理費	3,888	728	1,000	1,000	1,000	1,000
		小　計	117,678	122,718	131,250	139,054	139,794	140,541
	特定資産取得支出		—	—	—	—	—	—
	支出計（b）		**877,818**	**854,900**	**871,914**	**1,035,144**	**1,040,900**	**1,047,596**
当期収支差額（a）-（b）			**△4,602**	**11,624**	**0**	**0**	**0**	**0**
前期繰越収支差額			**31,740**	**27,139**	**38,763**	**38,763**	**38,763**	**38,763**
次期繰越収支差額			**27,139**	**38,763**	**38,763**	**38,763**	**38,763**	**38,763**

公益認定法では、公益目的事業において支出額以上の収入額が見込まれた場合、当該公益目的事業に支出するように規定されているため、収入が見込まれた当該年度以降に支出を計画しています。そのため、一部年度において収支の差額にマイナスが生じています。
※令和元年度（2019 年度）までは決算額、令和２年度（2020 年度）は補正予算額、令和３年度（2021 年度）以降は予算見込み額です。

第２章　第五次中期経営計画における方針と目標

１　経営方針

（１）計画における背景と方向性

平成２３年（2011 年）３月１１日に発生した東日本大震災から１０年が経過しました。

復興が進んでいる一方、震災に伴う福島第一原子力発電所事故による放射線物質の漏えいなどにより、周辺一帯の住民の避難の長期化及び廃炉問題は大きな社会的な問題として、未だ重くのしかかっています。

また、この間の、地震や度重なる豪雨災害などの自然災害による甚大な被害の実態は、都心区においても解決すべき課題の一つであり、今後３０年以内に７割の確率で発生するとされる首都直下型地震への備えも含めて、防災意識を高め、安全・安心の視点で地域のつながりの強化やコミュニティの形成を図る必要性を感じさせます。

そして、未だ経験をしてこなかった事態が私たち、そして世界中の国々を覆っています。令和元年（2019 年）１２月３１日に中国武漢市内で原因不明の肺炎が広がっていると世界保健機関が中国当局から報告を受けたのを皮切りに、瞬く間にコロナが世界中を席捲しました。コロナの現局面は、国内では首都圏を中心に感染の再拡大及び全国への感染拡大という重大な局面を迎えています。世界では、なお感染が急速に拡大し、とくに南北アメリカ、南アジア、アフリカでの感染拡大は憂慮すべき状態にあります。

コロナ禍の状況下において、国内では保健所の疲弊と医療崩壊など国民の命と直結した社会のシステムの脆弱性が露呈し、病院などの医療機関の運営が危惧される事態ともなっています。一方、我が国の経済は、令和２年（2020 年）１月に国内でコロナの感染が確認され、それ以降は、社会・経済活動が滞り、緊急事態宣言が４月から５月にかけて継続された影響により、令和２年（2020 年）第１四半期のＧＤＰは、年率に換算すると対前年同期比で２８．１％と過去に例のない大幅な下げ幅となりました。

以上の外部環境は、区政や財団の事業展開にとって無縁ではありません。コロナの影響で、令和２年（2020 年）３月から指定管理施設が休館となるなど、計画化事業における個別事業の大半が中止又は延期を余儀なくされています。さらに、財団の中心的な事業であるＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン及びみなと区民まつりが中止となったことは、財団にとっても区や区民、そして両イベントを楽しみにしていた人々にとって、大きな損失であり打撃であったことは言うまでもありません。第五次中期経営計画においては、コロナの影響による新しい生活様式を踏まえた計画化事業のあり方を模索し、新たな事業展開の機会を創出することが求められています。

こうした厳しい状況下において、近年の区の人口は平成８年（1996 年）から人口増加が続き、令和３年（2021 年）１月１日現在の人口は 259,036 人へと、財団が設立された平成８年（1996 年）１月１日現在の 149,716 人から約 1.73 倍まで増加している一方で、出生数は少子化の影響を受けて、平成２８年（2016 年）の 3,048 人をピークに、ここ数年は減少傾向にあります。今後は、令和２年（2020 年）のＪＲ高輪ゲートウェイ駅と東京メトロ虎

ノ門ヒルズ駅の開業は、人口増加や賑わいに結びつく要因となることが予想されます。特に、虎ノ門ヒルズ駅は最終的に周辺再開発事業とあわせて、地下２階の広場とともに街と一体となった整備が計画されており、多くの集客や人口流入が期待できます。しかし、日本全体の少子高齢化・人口減少社会の到来など、区の人口動向にも大きな影響を及ぼすことも見据えた事業展開は必須です。

財団としては、全国自治体をリードし、「区役所・支所改革」や「参画と協働」により築いてきた人材、資源などの強みを生かした港区ならではの地域共生社会の実現を目指すため、これまで以上に区との連携を深めるとともに、区民や企業、活動団体とのネットワークによる協働も含めて、財団の資源を最大限に活用しながら、第五次中期経営計画に基づき着実に事業を実施し、具体的な成果を実現することが求められています。

こうした中、東京 2020 大会の開催は、区及び財団の魅力を世界に向けて発信する契機となり、またとない絶好の機会となります。財団としては、令和３年（2021 年）に延期になったとはいえ、1 年間の猶予を計画の見直しなどの絶好の機会と捉え、東京 2020 大会の気運を醸成し、大会後のレガシーとして継続できる国際色豊かな取組や視点をコミュニティ振興、スポーツ振興、文化振興、生涯学習の支援及び健康増進の５つの分野の事業に盛り込みながらコミュニティ形成を更に促進していくことが強く求められています。

併せて、ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン実施に当たっても、コロナの影響による新しい生活様式を踏まえながら、地域共生社会の実現に向けた基盤づくりとなるように取り組みます。

なお、第五次中期経営計画における進捗管理についても、各計画について年度ごとに具体的な取組及び目標値を設定し、ＰＤＣＡマネジメントサイクルに鑑みて達成度を評価することで管理していきます。

（２）計画策定に当たり留意すべき視点

区は、基本計画策定方針において、「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）（※Ｐ15）」の視点を新たに計画に組み込み、持続可能な社会を見据えること、目指すまちの姿として「誰もが住みやすく、地域に愛着と誇りを持てるまち・港区」を掲げることを明らかにしています。その具体的な姿を「区民一人ひとりが大切にされ、多様性を認め合い、港区への愛着と誇りを持って活発なコミュニティが醸成されているまち」として描き、外国人や障がい者、性的マイノリティの方など多様な人々が安全に安心して生活でき、港区への愛着と誇りを持って地域コミュニティの一員として活躍しているまちが実現している姿を明確にしています。

第五次中期経営計画策定に当たっては、以上の区の基本計画の方向性や諸計画を踏まえつつ、財団がこれまで担ってきた役割や財団を取り巻く環境変化を踏まえ、次の６点を留意すべき視点とします。

① コロナ禍及びコロナを踏まえた新しい生活様式における新たな事業展開

コロナの感染拡大が区民生活や各種団体の活動に多大な影響を及ぼしていることに対し、強い危機感とスピード感を持った対応が求められています。財団では、区民の命

と健康を守ることを最優先に、港区のスポーツ、コミュニティ、文化、生涯学習及び健康増進の灯を絶やさぬよう、新たな事業運営方法にも積極的に取り組んでいます。

第五次中期経営計画においては、コロナの影響による新しい生活様式における計画化事業のあり方や方向性を明らかにし、新たな事業展開としてオンラインによる事業を実施するなどの具体的な施策を打ち出す必要があります。計画策定にあたり特に留意すべき視点としては、オンラインの活用を単に対面での事業の代替的な運用にとどめるのではなく、これまで財団事業に参加してこなかった方々にも参加できる機会を提供し、コロナ収束後も、財団の重要な事業戦略として、継続してオンライン事業を実施していくことにあります。これにより、コミュニティ形成を促進するとともに、質の高いコンテンツの提供による収益性の高い事業の確立に結びつけていくことが、コロナ禍の脅威を契機と捉えた新たな事業展開につながります。具体的には、時間の制約なしに自宅から気軽に参加できるスポーツトレーニング事業、音楽・芸能分野での映像配信事業や、施設利用団体の活動紹介及び、会員募集をする際の動画撮影、みなと区民まつりにおいて発表する予定であった参加団体に発表の場を設けるための「ＷＥＢでみなと区民まつり」の開催（令和２年度(2020 年度)）など、その内容は多岐にわたりますが、いずれも区民や団体等の新しい生活様式に沿った活動や事業を支援することにもつながります。

また、新たなオンライン事業の展開には、ＩＣＴの活用推進を目指す財団としての効率的で効果的なインフラの整備が必須となりますが、環境構築のための経費にも留意し、コロナにより地域経済が低迷する中、経費だけが増大するような状況は避けることが前提となります。

② 区民や企業、活動団体と共に歩む組織

財団は、これまで多様化する区民ニーズに応えるため、様々な事業を主体的に展開してきました。特に、ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン及びみなと区民まつりは、区内事業者、大使館、大学、ＮＰＯ、ボランティア団体等と協働し、企業や団体、個人の浄財である協賛金も得て実施している財団事業の成功事例のひとつです。財団は、協働による取組を推進し、区内企業によるＣＳＲ活動と財団事業をマッチングさせ、「新型コロナウイルス感染症に伴う社会変容の流れの中で、新たな手法を活用しながら、創意工夫を凝らした地域活動やイベントを地域の皆様と共に検討し、地域コミュニティを進化させていく」という区の基本的な考え方とも同調した取組を強化します。さらに、区民や企業、活動団体が主体となった「参画と協働」による地域共生社会の実現やダイナミックな事業を推進するとともに、地域の良好なコミュニティ形成を図り、協働による新たな価値を創造する段階へ進んでいきます。

③ 国際化やノーマライゼーションの推進

港区の外国人住民数は、人口の約 7.2 パーセント（令和３年（2021 年）１月現在）を占め、国際色が豊かという特徴があります。東京 2020 大会は、令和３年（2021 年）開催となりましたが、区にも海外から多くの外国人が訪れることが見込まれることから、財団が実施する全ての事業を展開するにあたり、世界各国とつながる国際交流の

場づくりという視点が重要です。あわせて、誰もが等しく豊かに生きることができる社会の実現に向け、区民の意識を醸成するような事業を推進する必要があります。また、財団では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成２５年法律第６５号）に基づき、障がいのある人もない人も、お互いが理解し合っていく「地域共生社会」の実現を目指し、人権の尊重や啓発に積極的に取り組んでいます。財団は、国際化やノーマライゼーションという視点で実施する事業展開を通して多様なコミュニティ形成を図ります。

④ 多様化する情報社会への対応

インターネットやタブレット端末などのデジタル技術を始めとしたキャッシュレス化や５Ｇの整備など、ＩＣＴによる高度情報化社会への急激な展開が進む一方で、情報格差が生まれ、コロナ禍においては更にその格差が広がり、財団の事業にも大きな影響が出ているという現状があります。

財団としては、ＳＮＳなどの媒体を最大限に活用して、最新の情報をいち早く正確に伝えることによって財団の認知度を飛躍的に高める手立てを講じるとともに、ＩＣＴを活用して事業をデジタル配信で行う事業も更に強化し、コロナ禍における影響に左右されない、視覚・聴覚による非接触での新たなふれあいの機会を創出していきます。さらに、区の人口動向を正確に把握することにより区民ニーズを的確にとらえ、必要な人に必要な情報を的確に届けられるような仕組みを構築します。

⑤ 組織における横断的な情報共有

財団は、前計画に基づき、組織における財団の職員が心掛けるべき信条や行動指針である「クレド（※）」の再認識の場を設けることで、職員の意識改革を進めてきました。これにより、組織全体での情報共有が進み、事業の重複や非効率な業務運営に一定程度改善が図られました。第五次中期経営計画においては、現在の到達点を踏まえながら貴重な財団の財源を最大限に有効活用し、円滑に業務を遂行していくために、組織内の情報共有化の仕組みを更に強化し、職員一人ひとりが「オール財団」の一員として活躍できる職員を育てていきます。財団は、組織内での情報共有により、各職員が、各課や各施設の事業などを把握し、各課や各施設間の協力体制を確立し、更に財団の課題を共有した組織形成を図ります。

※クレド　：ラテン語で「信条」「志」「約束」を表す言葉で、財団職員が心がける信条や行動指針のことです。
施設や財団の利用者の立場に立った対応とサービスを実践していくための財団職員の具体的行動指針です。（資料編Ｐ88）

⑥ 組織力の最適化

区民ニーズの多様化や、民間の事業者が魅力的な事業を実施している中で、財団が公益法人としての役割を果たしつつ、オリジナリティあふれる事業を発信するためには、前例踏襲で業務を進めるのではなく、各職員が創造的に事業を考え、業務を遂行していくことが不可欠となっています。特に、文化芸術事業の強化や魅力的なスポーツ事業の実施、大学や地域貢献に取り組む外部組織との連携や協働を推進するためには、

財団の人的資源の強化が必要です。このため、前計画に基づき、財団固有職員のやる気を引き出し、能力を更に活用する仕組みとしての昇任・昇給等の人事給与制度の見直しや、サービス介助士等の資格取得支援を含む職員のモチベーション向上につながる改善策を検討するとともに、障がい者の雇用を進めてきました。第五次中期経営計画においては、前計画の到達点を踏まえて、障がい者の雇用も含めた具体的な施策を実施していきます。

また、人的資源の強化の前提条件として、勤務形態の多様化に取り組む等、財団組織の労働環境の整備・改善を図ります。

※「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）」

「Sustainable Development Goals」の略称です。ＳＤＧｓは 2015 年 9 月の国際サミットで採択されもので、国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標で、17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。

	1. 貧困をなくそう		10. 人や国の不平等をなくそう
	2. 飢餓をゼロに		11. 住み続けられるまちづくりを
	3. すべての人に健康と福祉を		12. つくる責任　つかう責任
	4. 質の高い教育をみんなに		13. 気候変動に具体的な対策を
	5. ジェンダー平等を実現しよう		14. 海の豊かさを守ろう
	6. 安全な水とトイレを世界中に		15. 陸の豊かさも守ろう
	7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに		16. 平和と公正をすべての人に
	8. 働きがいも経済成長も		17. パートナーシップで目標を 達成しよう
	9. 産業と技術革新の基盤を つくろう		

２　中期ビジョン

先に示した第五次中期経営計画策定の背景や区の基本計画の方向性など留意すべき視点及び財団の経営方針を踏まえながら、前計画までの実績に基づき、中期ビジョンとして「新しい時代のライフスタイルに対応し、港区の多様な人や文化がつながり、生活に豊かさと潤いを生み出す価値ある事業の創造」を掲げました。この中期ビジョンにより、財団の事業に独自性を発揮することはもとより、区との連携を更に強固なものとし、コミュニティ形成の広がりを創るためのコーディネーターの役割を財団が担います。財団は、総合支所が管轄する個別具体的な取組をより実効性のあるものとする中で、その先に「地域共生社会の実現」の道すじをここに明確にします。

財団が担う主な事業が「補助金事業」と「指定管理事業」に大別され、組織体制がこれら事業別に構築されていることから、前計画同様、「補助金事業」「指定管理事業」に「組織運営（管理事業）」を加えた３つの構成で展開し、重点施策を導きました。

中期ビジョン

新しい時代のライフスタイルに対応し、港区の多様な人や文化がつながり、生活に豊かさと潤いを生み出す価値ある事業の創造

Ⅰ　区民ニーズの多様化に応える事業の推進

- 重点施策①　区内外の多様なネットワークやＩＣＴを活用した事業の推進
- 重点施策②　区民一人ひとりの生きがいと創造力を高める事業の推進
- 重点施策③　事業の多様性を生かした分野横断的な取組の強化

Ⅱ　魅力ある指定管理施設を目指す新たな取組

- 重点施策①　既存施設の競争力の強化
- 重点施策②　次期指定管理の公募に向けた取組
- 重点施策③　財団として積み上げた魅力ある管理運営の実現

Ⅲ　安定した経営基盤の確立と組織力の向上

- 重点施策①　たゆまぬ業務改善による経営資源の最適配分
- 重点施策②　職員が能力を最大限に発揮できる環境の整備
- 重点施策③　財源の多様化による財務基盤の強化

Ⅰ　区民ニーズの多様化に応える事業の推進

財団は、コミュニティ振興、スポーツ振興、文化振興、生涯学習の支援及び健康増進の５つの事業に取り組むに当たり、地域共生社会の実現、「国際化」の視点、東京 2020 大会等のビッグイベントへの気運醸成を踏まえて、区民等が気軽に参加できる安全・安心なサービスを提供し、ボランティア活動も含めた事業を通じたコミュニティ形成に貢献します。また、コロナ禍及びコロナ収束後までを見据えながら、オンラインの活用を単に対面での事業の代替的な運用にとどめるのではなく、これまで財団事業に参加してこなかった方々にも参加の機会を提供し、更に、コロナ収束後も、財団の一つの事業戦略として、引き続きオンライン事業を実施していくことで、新たな参加機会の提供とコミュニティ形成の促進を図っていきます。

コミュニティ振興においては、町会・自治会や区内事業者、大学、大使館、ＮＰＯ、ボランティア団体等と協働し、協賛金も得て行っている財団ならではのフットワークの良さを生かしたＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン及びみなと区民まつりを成功事例として、協働型の事業を展開していきます。

スポーツ振興においては、「港区スポーツ推進計画（令和３年度～令和８年度（2021 年度～2026 年度））」や「港区教育ビジョン（平成２７年度～令和６年度（2015 年度～2024 年度））」に示された基本的方向性に基づき区と連携しながら、区民の「する」「みる」「支える」スポーツ活動の拡大に向けた施策を推進していくため、財団の公益性と地域のネットワークを生かした、スポーツ・文化イベントを行うとともに、スポーツボランティアの啓発などの事業を推進します。

文化振興においては、「港区文化芸術振興プラン（令和３年度～令和８年度（2021 年度～2026 年度））」で示されている、文化芸術を通じた誰もが共生できる地域社会の実現のために、質の高い文化芸術作品の鑑賞機会の提供はもとより、文化芸術を通じた国際交流の機会提供、区民参加・体験事業の推進を区の支援を受けつつ着実に実行し、文化振興を担う財団職員の専門性の向上など、財団としての基盤整備を進めていきます。

生涯学習の支援においては、「港区生涯学習推進計画（令和３年度～令和８年度（2021 年度～2026 年度））」や「港区教育ビジョン（平成２７年度～令和６年度（2015 年度～2024 年度））」に示された基本的方向性に基づき区と連携しながら、新たな学習スタイルを見据えた事業の検討を進めます。

健康増進においては、「港区地域保健福祉計画（令和３年度～令和８年度（2021 年度～2026 年度））」を踏まえ、生活習慣病等の予防・改善とこころの健康づくりの推進のため、幅広い年齢層の体力づくりを主なテーマとして、各種事業を展開します。また、コロナ感染予防や感染対策に係る事業の展開についても検討を進めます。

上記事業の推進にあたっては、国際化の視点、すなわち区内に多くの大使館が存在し、多くの外国人の方が居住又は勤務している港区ならではの地域特性を踏まえた着想を大切にし、「港区国際化推進プラン（令和３年度～令和８年度（2021 年度～2026 年度））を踏まえ、港区国際交流協会及び区と連携を図りながら、外国人にも分かりやすい「やさしい日本語」の推進にも取り組み、異文化との交流事業を進めていく必要があります。

また、財団の事業を推進する上では、区の５つの総合支所による対象エリアごとの事業展開との調整を図りつつ、コミュニティ形成の礎となるような取組としていきます。

各事業の進捗管理については、事業部門のＰＤＣＡマネジメントサイクルとして運用している、事業ごとの計画書及び評価書に基づき行っています。しかし、利用者満足度については、事業ごとに特化したアンケートを実施し、分析していたため、今後、財団で実施する全ての事業に反映できるような指標を作成することが必要になっています。

事業改善検討会での評価システムについて、各事業の利用者満足度を財団全体で共有できる指標として活用できる仕組みを構築し、更に実効性のある評価となるよう、見直しを含めて継続的、発展的に運用していきます。

Ⅱ　魅力ある指定管理施設を目指す新たな取組

財団は、第二次中期経営計画期間（平成 24 年度～平成 26 年度（2012 年度～2014 年度）において、それまで管理運営していた区民センター 1 施設とスポーツ施設の指定を失い、第三次（平成 27 年度～平成 29 年度（2015 年度～2017 年度）・第四次（平成 30 年度～平成 32 年度（2018 年度～2020 年度）の計画の期間においてその再指定のための準備を進めてきました。しかし、平成３０年度（2018 年度）に行われた指定管理者公募では、再指定を試みた高輪区民センター及びスポーツセンターに加えて、それまで管理運営を担ってきた健康増進センターも指定を受けることができなくなるなど厳しい選考結果となりましたが、令和元年度（2019 年度）に行われた指定管理者公募では、伝統文化交流館の指定管理者として指定され、何とか一矢を報いる結果となりました。区は、区有施設の効率的・効果的な管理運営はもちろん、時代の変化に即応したサービスが提供できる指定管理者を求めています。これを受けて財団は、区の外郭団体として、現在の施設運営において、区民の声をいち早く捉え、更なる管理運営の改善を図ることはもとより、次期の指定管理者公募に向けた準備を早い時期から進める必要があります。

令和元年度（2019 年度）に実施した利用者満足度調査では、財団事業への参加が、財団の管理運営している施設の認知度を高め、施設利用を始めるきっかけになっていることも明らかになりました。「事業」「施設」「組織」が三位一体となり相乗効果を発揮することで、施設の利用率や区民満足度向上につながる魅力ある事業ができることを再認識しています。これは、前計画の期間における実績において、施設職員の確信となっているところです。

一方、区民への情報提供の方法については、課題が残されています。具体的には、キスポート誌以外の広報媒体があまり活用されていないという現状があります。更に、財団事業と区の事業の役割分担が明確になっていないこともあり、財団事業に対する区民の認知度が低いことが挙げられます。

財団では、指定管理選考の結果と利用者満足度調査の結果を真摯に受け止め、上記で記した課題を確実に遂行し、財団の持っている能力と長年培った地域との信頼関係を十分に発揮すれば、より魅力のある指定管理施設の管理運営が実現できると確信しています。

第五次中期経営計画においては、事業コーディネーターの活用等により補助金事業と指定管理事業間の横断的な再編・見直しを実施し、効果的な事業展開を行うとともに、今後、

財団が管理運営している施設におけるサービス品質、情報提供力を、より一層強化しながら、きめの細かい事業を実施していくために、第五次中期経営計画の最終年度である令和５年度（2023 年度）に控えている指定管理者の公募に備え、「オール財団」としての組織体制を整備するなど計画的に準備を進めていきます。

Ⅲ　安定した経営基盤の確立と組織力の向上

財団の経営基盤の強化については、自主財源の確保による財政基盤の強化と組織力の向上が重要となります。

自主財源の確保については、前計画においてキスポート誌及びホームページ上での財団事業への賛同に基づく寄附金の募集や指定管理施設での物販事業などに取り組みましたが、残念ながら大きな成果には至っていません。第五次中期経営計画期間においては、寄附文化の醸成への取組や財団が寄附金税額控除対象団体となったこと、財団が考えるコミュニティ形成の「あるべき姿」を鮮明に打ち出し、財団の自主財源確保が、結果的には区民の利益につながることをより明確にし、財団におけるＣＳＲ事業などの実績なども含めてホームページやＳＮＳなど、ＩＣＴを使った各種媒体を活用し広く区民に広報していきます。

また、利用者のニーズに即した物販事業の再編や財団キャラクター、財団テーマ曲を積極的に活用し、公益財団法人としての趣旨に反しない範囲で民間企業との連携も視野に入れながら営利事業の可能性も探っていきます。区民や関係団体等との協働事業であるＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソンやみなと区民まつりでは、今までにも増して多くの企業や活動団体、個人に協賛や寄附をしていただきましたが、第五次中期経営計画期間においても、既述の財団事業全体に対する寄附金募集とも連動させながら多くの事業者、個人に引き続き支援を呼び掛けていきます。

組織力の向上については、経営方針で述べたとおり、財団固有職員の能力を更に活用する仕組みとしての無期労働契約への転換や昇任制度への取組、資格取得の支援を含む職員のモチベーションにつながる抜本的な改善のための取組を進めてきましたが、人事評価制度と連動させた給与制度の構築や職員の計画的な育成に基づく適正配置、処遇などについては課題を残しています。あわせて、活気がある働きやすい職場環境の整備についても、働き方改革に基づく規程整備だけではなく、トップダウンによる明確な責任体制と職員の優良なアイデアや事業に反映できるようなボトムアップの組織体制が融合したワンチームとしての組織力の強化が望まれているところです。

これら課題の解決のためには、財団設置者である区の理解と協力が必要です。同時に、自主性を発揮するため、区の補助金のみに依存することなく、寄附金募集など自主財源の確保に向けた取組やコストの縮減に努めるとともに、他団体の事例なども参考に検証していきます。上記の自主財源確保や費用対効果の具体的な仕組みづくりについては、第五次中期経営計画においてはその方向性を示唆する内容に留めていますが、計画が発動される令和３年度（2021 年度）においては、地域密着型・類似団体の先行事例のリサーチ活動や助言によるベンチマーク、ＰＰＰ（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の枠組みとしてのＮＰＯ団体や民間団体に対する連携（収益）事業の構築とプロポーザルなど、

可能性を現実化するための一歩を踏み出し、第五次中期経営計画期間において具体的な成果として実現していきます。

なお、管理運営面においては、ＰＤＣＡマネジメントサイクルの運用が組織的に浸透しており、事業改善検討会において、事業ごとの計画書及び評価書に基づき、事業の改善を図っています。今後は、事業改善検討会での評価項目について、評価方法の見直しを含めて発展的、継続的に運用していきます。あわせて、指定管理施設の自主事業展開においても、事業部門と同様の評価システムの運用について検討します。各種認証（ＩＳＯ１４００１、ＩＳＯ９００１、プライバシーマーク）の更新等を通じて、実効性のあるマネジメントシステムを運用するとともに、高い水準での組織運営を維持し、今後も、財団のコンプライアンスや各種マネジメント及びガバナンスが区内の団体や企業の手本とされるよう取り組んでいきます。

また、第五次中期経営計画においては、前計画の到達点を踏まえて、障がい者の雇用の計画的な運用を含めた具体的な施策を実行していきます。

第３章　第五次中期経営計画における重点施策と計画化事業

１　令和３年度～令和５年度（2021 年度～2023 年度）の施策体系図

中期ビジョン	**新しい時代のライフスタイルに対応し、港区の多様な人や文化がつながり、生活に豊かさと潤いを生み出す価値ある事業の創造**	
Ⅰ　区民ニーズの多様化に応える事業の推進		
	重点施策①	**区内外の多様なネットワークやＩＣＴを活用した事業の推進**
		（ア）多様な主体との有機的な連携による事業の推進
		（イ）多様性の尊重や社会的課題の解決につながる事業の推進
		（ウ）区民ニーズを捉えた時代の先端を行く事業への挑戦
		（エ）ＩＣＴを活用したオンライン事業の推進
	重点施策②	**区民一人ひとりの生きがいと創造力を高める事業の推進**
		（ア）港区の特性を生かしたコミュニティ振興の取組
		（イ）「スポーツ・フォア・オール」の更なる推進
		（ウ）文化芸術振興における取組の体系化
		（エ）区民ニーズを踏まえた生涯学習事業の展開
		（オ）幅広い世代に向けた健康増進への取組
	重点施策③	**事業の多様性を生かした分野横断的な取組の強化**
		（ア）業務の見える化と対話の促進による質の高い事業の構築
		（イ）文化芸術の専門性を基盤とした多彩な事業の企画・運営
		（ウ）対象者に応じた多様な媒体による効率的・効果的な情報発信
Ⅱ　魅力ある指定管理施設を目指す新たな取組		
	重点施策①	**既存施設の競争力の強化**
		（ア）多様化するニーズに応え、利用率と利便性の向上を図る取組
		（イ）オール財団として地域連携・施設運営をコーディネートする取組
	重点施策②	**次期指定管理の公募に向けた取組**
		（ア）公募に向けた多面的リサーチ機能の充実
		（イ）高次な指定管理施設を追求する取組
	重点施策③	**財団として積み上げた魅力ある管理運営の実現**
		（ア）ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた事業運営の確立
		（イ）区民の高い信用・信頼に応えるハイレベルな組織力の実践
Ⅲ　安定した経営基盤の確立と組織力の向上		
	重点施策①	**たゆまぬ業務改善による経営資源の最適配分**
		（ア）簡素で効率的な組織運営と事務事業の効率化
		（イ）ＰＤＣＡマネジメントサイクルによる業務品質の向上
		（ウ）行政や地域と一体となった危機管理体制の構築
	重点施策②	**職員が能力を最大限に発揮できる環境の整備**
		（ア）職員が積極的にチャレンジできる組織風土の醸成
		（イ）専門性とコーディネート力を兼ね備えた職員の育成
		（ウ）職員のモチベーション向上につながる人事・給与体系の構築
		（エ）人材採用手段の多様化と戦略的な職員配置
	重点施策③	**財源の多様化による財務基盤の強化**
		（ア）広報活動の強化による寄附金、協賛金品、広告料収入の獲得
		（イ）国や東京都等の補助金・助成金の積極的な活用

２　重点施策と計画化事業

Ⅰ　区民ニーズの多様化に応える事業の推進

中期ビジョン	**新しい時代のライフスタイルに対応し、港区の多様な人や文化がつながり、生活に豊かさと潤いを生み出す価値ある事業の創造**

↓

Ⅰ	区民ニーズの多様化に応える事業の推進

重点施策①	**区内外の多様なネットワークやＩＣＴを活用した事業の推進**
（ア）多様な主体との有機的な連携による事業の推進	
（イ）多様性の尊重や社会的課題の解決につながる事業の推進	
（ウ）区民ニーズを捉えた時代の先端を行く事業への挑戦	
（エ）ＩＣＴを活用したオンライン事業の推進	

重点施策②	**区民一人ひとりの生きがいと創造力を高める事業の推進**
（ア）港区の特性を生かしたコミュニティ振興の取組	
（イ）「スポーツ・フォア・オール」の更なる推進	
（ウ）文化芸術振興における取組の体系化	
（エ）区民ニーズを踏まえた生涯学習事業の展開	
（オ）幅広い世代に向けた健康増進への取組	

重点施策③	**事業の多様性を生かした分野横断的な取組の強化**
（ア）業務の見える化と対話の促進による質の高い事業の構築	
（イ）文化芸術の専門性を基盤とした多彩な事業の企画・運営	
（ウ）対象者に応じた多様な媒体による効率的・効果的な情報発信	

重点施策①　区内外の多様なネットワークやＩＣＴを活用した事業の推進

（ア）多様な主体との有機的な連携による事業の推進

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　8 働きがいも経済成長も　17 パートナーシップで目標を達成しよう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">新しい時代の生活様式において、港区の多様な人や文化がつながり、生活に豊かさとゆとりを生み出す必要があります。また、地域コミュニティを形成するうえで、ＩＣＴの活用は有効な手段であり、地域や世代を超えて、誰もが活動しやすく、気軽にコミュニティ活動に参加できる機会を提供できる可能性があります。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">１）区内に存在するスポーツ、文化・芸術、健康等に関して、豊かな知識や経験、人材を有する多くの民間企業・団体や教育機関等と連携し、事業を実施します。
２）今後必要とする財団のＩＣＴ機能や能力を明確化し、多様な主体と連携した新たな事業を展開します。
３）地域振興、スポーツ振興、国際化、生涯学習、文化など、地域共生社会の実現に向けた基盤をつくります。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">①　港区内の商店街、民間企業・団体、大使館、大学等教育機関、文化の研究機関、財団と連携しているボランティア団体等との協働関係を更に強化して、連携体制を戦略的に構築します。
②　関係機関との協議を充実し、町会・自治会、商店会、企業、区民等の参画による、地域が一体となった事業を展開します。
③　美術館や博物館、区内の大学等との連携講座の実施及び大使館や港区観光協会、港区国際交流協会の協力のもと、文化芸術性が高く、国際性豊かな事業を展開します。
④　財団の特徴を生かした、スポーツと文化・芸術が融合した事業を展開します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・関係機関との連携協働事業の実施
・各種団体との情報共有などの連携
・異文化交流を促進し、質の高い事業の提供
・民間、研究機関との連携協働事業の実施
・ボランティア団体と継続的な連携</td><td>・関係機関との連携協働事業の拡充
・各種団体との情報共有などの連携強化
・異文化交流を促進し、質の高い事業の提供及び拡充
・民間、研究機関との連携協働事業の継続
・（継続）</td><td>・関係機関との連携協働事業の検証
・（継続）
・異文化交流を促進し、質の高い事業の提供及び検証
・（継続）
・（継続）</td></tr>
</table>

（イ） 多様性の尊重や社会的課題の解決につながる事業の推進

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　5 ジェンダー平等を実現しよう　10 人や国の不平等をなくそう　17 パートナーシップで目標を達成しよう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">コロナの感染拡大が及ぼす各活動主体への影響は極めて大きく、活動の継続に向けて、コミュニティ振興を図る財団への役割が高まっています。また、地域コミュニティに対する貢献意欲や協働意識も高まり、年齢・性別・国籍・障がいの有無に関わらず、互いの特性を理解し、尊重しあう社会が求められています。区は「港区区民協働ガイドライン」を制定し、多様な地域課題の解決に取り組んでいます。財団には、区内の各活動主体同士のつながりや多様な人々によるコミュニティの醸成に寄与する、区のパートナーとしての役割が期待されます。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">１）年齢・性別・国籍・障がいの有無等の垣根を越えて、多様な人々が財団のスポーツ、文化、生涯学習、健康増進事業等を通じてコミュニティを形成し、つながりの輪を広げます。
２）各活動主体が個々に有する知識・経験を地域資源として捉え、財団事業を媒介として各活動主体と地域住民をつなげます。
３）区民協働の推進に向け、財団の公的な性格に加え、迅速性と柔軟性、地域コミュニティとの関わりの深さを生かし、区及び区内の各活動主体との更なる連携・強化を目指します。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 各施設やＮＰＯ法人等と連携し、多様な人々が参加でき、つながりあえる事業を展開し、活動の機会を創出します。
② ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン、みなと区民まつり等の大規模イベントで培った各活動主体とのつながりを財産とし、個別の事業に生かしていきます。
③ ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン、みなと区民まつりその他事業を通じて、活動主体同士をつなぐ場と機会の創出に取り組みます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・各施設・ＮＰＯ法人等との多様な人々が参加できる事業計画の策定
・地域振興課・協働推進課との各活動主体に関する情報交換
・各活動主体と地域住民をつなげる事業計画・実施
・ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン、みなと区民まつりを契機とした事業の展開</td><td>・多様な人々が参加できる事業の実施
・地域振興課・協働推進課との情報交換によって得られた新たな知見・人脈の活用
・各活動主体と地域住民をつなげる事業の検証・改善
・（継続）</td><td>・新たなコミュニティの確認・検証及び更なる発展的な事業の実施
・新たな知見・人脈を活用した各活動主体との相互利益を生み出せる事業展開
・各活動主体と地域住民をつなげる事業の拡充
・（継続）</td></tr>
</table>

（ウ）区民ニーズを捉えた時代の先端を行く事業への挑戦

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">令和元年度（2019 年度）に実施した利用者満足度調査では、スポーツ、事業、施設の３つのグループに分かれて、アンケート調査、インターネット調査に加え、グループインタビューを実施しました。
その結果、前回の「利用者満足度調査（平成 28 年度）」と比較して、初めての事業に参加した方の割合は、ほぼ横ばいでした。また、参加者の満足度については、高い傾向にあるということが分かりました。
今後は、初めての参加者を継続利用につなげる取組や、ホームページ等を活用した事業ＰＲの強化が必要です。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">１）利用者満足度調査の結果について組織的な共有を図り、ＰＤＣＡマネジメントサイクルの考え方に基づき、改善・見直しをすることで区民ニーズに適した事業の提供をします。
２）区民ニーズを掘り起こすような新たな事業に挑戦することで、財団の存在感を強めるとともに、区のパートナーとしての役割を最大限に果たします。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 満足度調査の結果を反映した新規ユーザーを獲得するための新しい事業や既存のユーザーの満足度をさらに高めるようなきめ細やかな事業を企画します。
② ホームページを活用した事業ＰＲを推進し、財団の認知度を向上させるとともに、区内の隠れたニーズを掘り起こし、区のパートナーとしての財団の役割を確立します。
③ 事業コーディネーターの配置により財団内部での横のつながりを強化することで、類似の事業や着手できていない分野の事業を精査し、改善することで、参加者の満足度を向上させます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・利用者満足度調査の結果を踏まえた抜本的な事業の見直し
・財団認知度の向上に向けた事業ＰＲ方法の見直しとＳＮＳ等の活用
・施設も含めた財団全体で実施している事業の整理</td><td>・区民ニーズに合致した事業の企画・実施
・ＨＰへのアクセス数等から事業ＰＲ効果を検証・改善
・（継続）</td><td>・財団事業が区民ニーズと合致しているか検証・新たな事業計画の立案
・効果的なＰＲ手段の確立と社会情勢の変化を見据えたＰＲ方法の模索
・（継続）
・利用者満足度調査によるサービスの改善、事業の見直し</td></tr>
</table>

（エ） ＩＣＴを活用したオンライン事業の推進

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　9 産業と技術革新の基盤をつくろう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">コロナ禍において、ＩＣＴによる高度情報化が進み、財団の事業にも大きな影響が生じています。
ＳＮＳなどの媒体を最大限活用して新たな事業展開を図るとともに、キャッシュレス化や５Ｇ等の通信環境の整備など、デジタルリモート化する社会情勢も視野に入れた検討を進め、コロナ禍における視覚・聴覚による非接触での新たなふれあいの機会を創出する必要があります。
限られた資源の中で、年齢・性別・国籍・障がいの有無を問わず、多様性に富んだ事業の実施が期待されています。ＩＣＴを活用した新たなスポーツ、文化・芸術、生涯学習、健康事業を展開する必要があります。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">１）区民や利用者等の新たなニーズに対し、適時、適切に応えるとともに、地域共生社会の実現を目指します。
２）コミュニティ、スポーツ、文化・芸術、生涯学習、健康増進の各分野について、ＩＣＴを活用したオンラインで誰もが参加できる事業運営方法を検討し、新たな事業を展開します。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 目的を踏まえ、個々の事業について継続の是非や改善点を協議し、更なる事業の整理、統合の可能性、重点化を検討します。
② 新しい時代の生活様式を見据え、ＩＣＴを活用した新たな「ふれあい」事業を展開し、年齢・性別・国籍・障がいの有無を問わず、誰もが気軽に「する」「みる」「支える」ことができる様々な事業を展開します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・ＡＬＬ部課長会等で、ＩＣＴの活用について検討
・デジタル化方針の策定
・ＳＮＳ等を活用して、財団事業のＰＲ方法の多角化を検討・実施
・他団体のオンライン事業の調査
・オンライン事業における費用対効果の検証</td><td>・財団全体でのＩＣＴの積極的な活用
・デジタル化方針の見直し
・ＳＮＳ等を活用して、財団事業のＰＲを方法の更なる強化
・他団体と財団のオンライン事業の比較検討
・（継続）</td><td>・ＡＬＬ部課長会等で、財団全体でＩＣＴの活用の見直し
・デジタル化方針の推進
・（継続）
・（継続）
・（継続）</td></tr>
</table>

重点施策②　区民一人ひとりの生きがいと創造力を高める事業の推進

（ア）港区の特性を生かしたコミュニティ振興の取組

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　11 住み続けられるまちづくりを　17 パートナーシップで目標を達成しよう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">区の外国人住民数は、令和３年（2021 年）１月現在で総人口の約７．２％を占めています。また、区内には８０を超える大使館が存在しており、国際色豊かな地域特性があります。さらに、都心区ならではの、区民、事業者、大学、大使館、ＮＰＯ等との協働により、地域が一丸となって地域の課題を解決する地域共生社会の実現が重要です。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">１）やさしい日本語の推進やユニバーサルデザインの発信に積極的に取り組み、誰もが親しみやすい地域共生社会をつくります。
２）港区国際交流協会等と連携しながら、各国大使館との協働事業の可能性を模索し、国際色豊かな地域特性を生かします。
３）地域の住民同士が交流する機会を創出し、多様なコミュニティを醸成します。
４）関連団体・機関等との連携・協働を図り、区民の参画による様々な事業を楽しめる環境を構築します。
５）ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン、みなと区民まつり等のイベントを通じて、地域コミュニティを活性化させます。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 日ごろのスポーツイベントや文化・生涯学習、健康事業をきっかけとし、地域コミュニティの中で誰もが参加できるような交流の機会を提供します。
② 国際色豊かな地域特性を生かし、地域の外国人がコミュニティに参画できるような事業を企画します。
③ ラグビー等の競技において、区内社会人チームや区内大学チームを招待し、地域との交流事業を実施します。
④ ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン、みなと区民まつりなどの大規模イベントへの区民の参画と協働を推進します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・港区国際交流協会、港区観光協会、大使館等と連携した事業の実施
・スポーツを通じた地域との交流イベントの実施
・新たなコミュニティの醸成となる事業の検討・実施
・ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン、みなと区民まつりの地域との協働実施</td><td>・港区国際交流協会、港区観光協会、大使館等と連携した事業の検証
・スポーツを通じた地域との交流イベントの検証
・新たなコミュニティの醸成となる事業の検証
・（継続）
・発生した新たなコミュニティとの協働事業の実施</td><td>・港区国際交流協会、港区観光協会、大使館等と連携した事業の見直し
・スポーツを通じた地域との交流イベントの見直し
・新たなコミュニティの醸成となる事業の見直し
・（継続）
・発生した新たなコミュニティとの協働事業の検証</td></tr>
</table>

（イ）「スポーツ・フォア・オール」の更なる推進

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　11 住み続けられるまちづくりを　17 パートナーシップで目標を達成しよう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">コロナの感染拡大防止の影響により、令和３年（2021 年）は、１年間延期された東京 2020 大会が開催されます。また、ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソンも継続実施されており、区民のスポーツに対する意識は引き続き高まっています。
港区スポーツ推進計画（令和３年度～令和８年度（2021 年度～2026 年度）」では、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しみ、スポーツで元気になるまちの実現を目指しています。今後の社会情勢の変化や新しい日常のあり方を実践するために、先端技術を取り入れながらスポーツの多様な楽しみ方を創出していく必要があります。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">１）子どもから高齢者まで、国籍や障がいの有無の区別なく、誰もが気軽にスポーツに参加でき、スポーツの楽しさを味わえるような取組を推進します。
２）港区の特性や資源を生かしたスポーツの機会を提供し、スポーツへの関心を高めていきます。
３）区、区民、区内の団体・企業との協働事業及びラグビー・トライアスロン協定に基づく事業を実施し、様々なスポーツ大会やイベントの情報発信を強化します。
４）場所を選ばずにスポーツに親しむことができるように、オンライン配信によるスポーツコンテンツの充実を目指します。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① お台場地域において「マリンスポーツ」の体験機会の提供を継続的に実施します。
② 子どもから高齢者までスポーツ体験の機会やスポーツのきっかけづくりを中心としたプログラムを提供し、区民のスポーツ実施率の向上を目指します。
③ パラリンピック競技について、区民へ体験や紹介、障がい者スポーツの理解に向け、取組を進めます。
④ ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソンの開催に際し、区及び地域の関係団体と連携し協働事業を拡大します。
⑤ ＳＮＳを活用して、スポーツ事業の情報発信力を高め、各種イベントやスポーツ教室などの事前告知やイベント結果などを発信します。
⑥ 港区・港区体育協会・財団が連携して、スポーツボランティアの機会の提供や情報発信を推進します。
⑦ ラグビーやトライアスロン事業について、区民ニーズに応える企画を検討・実施します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・新規事業の実施、現行事業の見直し
・ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソンの地域との協働実施
・ＳＮＳの効果的な活用方法の検討・構築・実施
・ボランティア制度の在り方についての検討
・東京 2020 大会の気運醸成事業の実施
・ラグビーワールドカップ 2019 のレガシー事業の実施</td><td>・（継続）
・（継続）
・ＳＮＳの効果的な活用方法の検証
・ボランティア制度の活動範囲の拡大
・東京 2020 大会のレガシー事業の実施
・ラグビー、トライアスロン協定事業の区民参画の拡大</td><td>・（継続）
・（継続）
・ＳＮＳの効果的な活用方法の見直し
・（継続）
・（継続）
・（継続）</td></tr>
</table>

（ウ）文化芸術振興における取組の体系化

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　4 質の高い教育をみんなに　11 住み続けられるまちづくりを　16 平和と公正をすべての人に　17 パートナーシップで目標を達成しよう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">平成 29 年度（2017 年度）に「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正され、国民が等しく文化芸術を鑑賞、参加、創造するに当たり、「年齢、障がいの有無、経済的な状況」に関わらないという視点が盛り込まれました。平成 30 年度（2018 年度）には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がい者が文化芸術を鑑賞、創造する機会の拡大などが盛り込まれています。また、令和元年度（2019 年度）に区が実施した文化芸術実態調査では、各主体間の協働を促進させるためのコーディネート機能が求められており、当該機能を財団に整備することが港区文化芸術振興プランにも示されています。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">１）文化芸術を通じた共生社会の実現をめざし、誰もが鑑賞・参加・創造できる機会の充実を図ると共に、多様性への理解を促進します。
２）文化芸術に関する情報発信や団体間の連携の推進、団体の成長・発展を促進するため、財団がこれまで蓄積してきた地域とのつながりや専門性を生かし、コーディネート機能を整備します。
３）これまで取り組んできた港区ならではの文化プログラムの成果をレガシーとして継承していきます。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 質の高い文化芸術作品の鑑賞機会を広く区民に提供します。
② 地域の課題に寄り添い、誰もが共生できる地域社会の実現を目指します。年齢・国籍・障がいの有無等の垣根を越えて文化芸術を活用した様々な取組を展開します。
③ 国際性豊かな区の特性を生かし、文化芸術を通じた国際交流の機会を提供します。
④ コロナの影響も踏まえ、区内で活動する文化芸術団体の事業実施の支援や団体等をつなぐネットワークの強化に取り組みます。
⑤ 新設が予定されている区の（仮称）文化芸術ホールに関連する情報収集を引き続き行うとともに、指定管理制度導入時の公募対策・準備を行います。
⑥ 文化芸術に関する効果的な情報発信のあり方について検討します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・共生社会の実現に向けた事業の実施
・文化芸術情報の発信方法の検討
・コーディネート機能の整備
・団体支援事業の実施
・（仮称）文化芸術ホール関連の情報収集・公募対策・準備</td><td>・（継続）
・文化芸術情報の発信方法の構築
・コーディネート機能の発揮
・（継続）
・（継続）</td><td>・（継続）
・文化芸術情報の発信方法の検証と改善
・コーディネート機能の検証・改善
・（継続）
・（継続）</td></tr>
</table>

（エ）区民ニーズを踏まえた生涯学習事業の展開

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　4 質の高い教育をみんなに　11 住み続けられるまちづくりを　17 パートナーシップで目標を達成しよう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">「港区教育ビジョン（平成２７年度～令和６年度（2015 年度～2024 年度）」では、「生涯を通じた学び」「地域社会で支えあう学び」を中心とし、人々のライフステージにあわせた多様な事業を推進することが示されています。「港区生涯学習推進計画（令和３年度～令和８年度（2021 年度～2026 年度）」では、生涯学習に関する拠点機能の強化をあげています。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">１）学校等教育機関を始め、企業・団体や地域人材との協働により、区民ニーズを踏まえた生涯学習事業を展開します。
２）新たな事業の提供方法を検討します。
３）自主学習グループづくりのきっかけとなるような事業や事業運営を実施します。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 区内の企業や団体、大学、美術館、図書館等と協働することで、新たな切り口による生涯学習プログラムを企画し、実施します。
② 引き続きＩＣＴを活用したウェブラーニングを行うとともに、新たにアウトリーチ事業を行い、生涯学習の相談機能を充実させます。また、ビジネスパーソンを意識した新たな学習スタイルを検討・企画します。
③ 事業への参加をきっかけとして、区民が自発的に生涯学習に取り組むための支援を行います。
④ オンラインを活用した事業や団体活動支援を行います。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・誰でも学べる機会の提供として、事業の実施場所や方法等の検討、環境整備
・生涯学習事業のオンライン配信開始
・ＩＣＴを活用した新たな情報発信の強化
・生涯学習に関する相談機能の改善・高機能化
・生涯学習２施設の連携講座の実施</td><td>・講師や受講者同士の交流促進の場・機会の提供
・生涯学習事業のオンライン配信拡大
・ＩＣＴを活用した情報発信の充実
・生涯学習に関する新たな相談機能の実施
・生涯学習２施設の連携講座の継続</td><td>・活動成果の発表の場のさらなる拡大と、地域との関係強化
・生涯学習事業のオンライン配信充実
・生涯学習に関する新たな相談機能の検証・充実
・協働参画体験講座の活動紹介、情報発信の強化</td></tr>
</table>

（オ）幅広い世代に向けた健康増進への取組

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　11 住み続けられるまちづくりを　17 パートナーシップで目標を達成しよう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">「人生１００年時代」を迎え、今日の健康増進に対するニーズは、高齢者の健康寿命の延伸や中高年の生活習慣病対策にとどまらず、幅広い層の体力増進を図り、生活習慣病等を未然に防ぐことが求められています。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">１）これまでに培った健康増進事業のノウハウを応用し、多様な対象者や場所に応じた新たな事業として展開することで、より多くの区民等に事業サービスを提供します。
２）介護予防総合センター（ラクっちゃ）、障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ）等で実施する各種事業との連携を推進します。
３）若年層から高齢者までの健康増進に貢献します。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 若年層、中高年及び高齢者といった年齢に応じた適切な事業を実施します。（運動機能強化、メタボ予防等）
② 誰もが健康づくりに取り組めるよう、場所を限定しない事業を実施します。（ランニング講座、ラジオ体操等の屋外企画）
③ 食育や栄養管理、調理実習等を組み合わせたコラボレーション企画など、新たな事業を実施します。（からだケアと運動、栄養と運動等）
④ 区民ニーズや区内の各事業主体（スポーツ施設、高齢者施設等）の活動を情報収集します。
⑤ 介護予防総合センター（ラクっちゃ）、精神障害者地域活動支援センター（あいはーと・みなと）、障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ）、港区スポーツセンターや区の各部署が事業を行う際に、積極的に協働企画を提案します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・東京 2020 大会をきっかけに、ウォーキング、体操、ランニング等、施設や地域を限定せずに実施
・世代、体力、能力等に応じた健康増進プログラムの実施
・区内の関係団体との協働事業を計画・実施</td><td>・東京 2020 大会レガシー事業として、ウォーキング、体操、ランニング等の事業内容の検証
・世代、体力、能力等に応じた健康増進プログラムの見直し
・区内の関係団体との協働事業を拡充</td><td>・ウォーキング、体操、ランニング等の事業の見直し
・世代、体力、能力等に応じた健康増進プログラムの改善
・区内の関係団体との協働事業を検証</td></tr>
</table>

重点施策③　事業の多様性を生かした分野横断的な取組の強化

（ア）業務の見える化と対話の促進による質の高い事業の構築

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　4 質の高い教育をみんなに　8 働きがいも経済成長も</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">区民や利用者のライフスタイルやニーズが多様化しており、さらに、コロナ禍における「新しい生活様式」を見据えた取組が求められています。財団として業務の経緯や目的などを明確にし、スムーズな事業運営の基礎となる環境を整備するとともに、幅広い知見を持つ財団各職員の強みを生かした自由な意見交換による事業の検証が必要です。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">１）すべての財団職員間で円滑な情報の共有を図ります。
２）事業コーディネーターを活用して財団の横のつながりを強化し、質の高い事業へつなげます。
３）事業のスクラップ＆ビルドを推進し、費用対効果の高い事業を展開します。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 事業改善検討会等において、密接な情報交換及び担当者間の交流を推進します。この中で、各課、各施設の間で、それぞれ実施している事業の課題の洗い出しを行い、地域特性や各部門の特長を生かした事業の実施を検討します。
② 財団事業を横断的に検証・改善するために事業コーディネーターを活用します。各課、各施設での事業の方向性や検証された結果をもとに、区民ニーズを把握し、財団が打ち出す事業の方向性を共有・明確化します。
③ 事業の背景・目的・ターゲットを明確化し、事業ごとに異なるコンセプトを打ち出しながら、各部門で相乗効果を発揮するような事業展開をします。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・事業コーディネーターとの連携による事業検討の体制づくり
・事業コーディネーターによる検証結果を踏まえた情報共有の仕組みづくり</td><td>・事業コーディネーターの連携による事業の検討
・事業の横断的な検証と地域特性を生かした事業の実施</td><td>・事業コーディネーターの連携による事業の実施
・（継続）</td></tr>
</table>

（イ）文化芸術の専門性を基盤とした多彩な事業の企画・運営

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　4 質の高い教育をみんなに　8 働きがいも経済成長も　10 人や国の不平等をなくそう　16 平和と公正をすべての人に　17 パートナーシップで目標を達成しよう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">平成 29 年度（2017 年度）に「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正され、文化芸術そのものの振興にとどまらない「観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携」への配慮などが盛り込まれました。また、財団には、区のパートナーとして創立以来培ってきた知見や経験があり、区民の多様化した高度なニーズに応えることも期待されています。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">１）文化芸術の専門性を組織的に高め、各事業の企画・運営につなげます。
２）社会的な変化に対応しながら、区民ニーズに沿ったより質の高い事業を展開します。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 各事業において、必要かつ適切な専門性や機能を検討します。
② 不足する機能の補完方法（教育・訓練、適切な研修、採用、内部ネットワークなど）を組織的に検討し、充実を図ります。
③ 適材適所を生かした人員配置・事務分担を行うことにより、効率的かつ専門性の高い人材育成を目指します。
④ 文化芸術の専門研修及び文化芸術関連施設の実地調査を実施し、職員の更なる専門性の向上を図ります。区民団体に専門的・技術的な支援や情報提供、団体同士の連携促進を行います。
⑤ 文化事業とコミュニティ事業、スポーツ事業及び健康事業が互いに相乗効果を発揮できる共同事業の実施を検討します。そのための意見交換の場など効果的な取組を実施します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・今後必要とされる専門性や機能の洗い出し
・専門性や機能の補完方法の検討（講習・研修・アウトソーシングなど）
・財団内の共同事業の検討・実施</td><td>・専門性や機能の補完方法の実施（講習・研修・アウトソーシングなど）
・財団内の共同事業の実施</td><td>・専門性や機能の補完方法の検証・改善
・財団内の共同事業の検証・改善</td></tr>
</table>

（ウ）対象者に応じた多様な媒体による効率的・効果的な情報発信

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　9 産業と技術革新の基盤をつくろう　11 住み続けられるまちづくりを</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">コロナ禍において、情報化社会は日々、変化を続けています。
マーケティングを強化し、財団が正確で適切な情報をキャッチし、必要な人に的確な情報を確実に届けられるような仕組みを構築します。財団は、多様化する情報化社会を構成する一員として情報を媒介とした組織形成を図ります。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">１）多様化したニーズにあわせた情報発信をすることで、必要な情報が必要な人に適切に届くようにします。
２）情報発信の方法に工夫をすることで、財団認知度を向上させ、事業参加者の増加につなげます。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① ホームページの更新頻度を高めるとともに、ＳＮＳを使用した情報発信を積極的に活用します。
② 事業開催時に財団の情報を発信し、更なる認知度向上に努めます。
③ アクセスログ分析に基づいたホームページの評価と改善を行います。
④ 区民の多様なニーズに応えるため、新たなＷＥＢでの情報発信を強化するだけでなく、キスポート誌の紙面の充実にも取り組みます。
⑤ コロナ禍における、インターネットを活用した新たな事業形態を確立します。コロナ収束後も継続して区民に提供できるような事業モデルを発信します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・ホームページ更新後のアクセスログの検証
・ＳＮＳの多様な活用方法の検証
・インターネットを活用した新たな事業展開
・キスポート誌の効果検証
・財団の認知度向上のための財団キャラクター等の活用
・コロナ禍における新たな事業形態の検討・実施</td><td>・ホームページ更新後のアクセスログの活用、ホームページの更新
・ＳＮＳの多様な活用
・インターネットを活用した新たな事業の検証、改善
・キスポート誌の改訂検討
・（継続）
・コロナ禍における新たな事業形態の確立・収益化</td><td>・ホームページ更新後のアクセスログを活用した事業の検証
・ＳＮＳの多様な活用の検証・改善
・インターネットを活用した新たな事業の定着化
・キスポート誌の更新
・（継続）
・コロナ収束後も提案できる事業展開</td></tr>
</table>

Ⅱ　魅力ある指定管理施設を目指す新たな取組

中期ビジョン	**新しい時代のライフスタイルに対応し、港区の多様な人や文化がつながり、生活に豊かさと潤いを生み出す価値ある事業の創造**

↓

Ⅱ	魅力ある指定管理施設を目指す新たな取組

重点施策①	既存施設の競争力の強化
（ア）多様化するニーズに応え、利用率と利便性の向上を図る取組	
（イ）オール財団として地域連携・施設運営をコーディネートする取組	
重点施策②	次期指定管理の公募に向けた取組
（ア）公募に向けた多面的なリサーチ機能の充実	
（イ）高次な指定管理施設を追求する取組	
重点施策③	財団として積み上げた魅力ある管理運営の実現
（ア）ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた事業運営の確立	
（イ）区民の高い信用・信頼に応えるハイレベルな組織力の実践	

重点施策①　既存施設の競争力の強化

（ア）多様化するニーズに応え、利用率と利便性の向上を図る取組

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　11 住み続けられるまちづくりを　17 パートナーシップで目標を達成しよう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">施設での満足度調査や利用者懇談会の意見に加え、利用者からの要求水準が年々高まる傾向の中で、よりハイレベルな利用者サービスが常に求められています。また、一層多様化するニーズに対処するために、施設の管理・運営面での機能を最大限に発揮するとともに、先取りしたニーズの察知に注力することにより、新たな利用者を含めた囲い込みの強化に重点を置いた上で、更なる満足度を高める施設に進化していく必要があります。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">１）多様化するニーズに的確に対応し、利用者への最大限のサービスを提供していきます。
２）利用者同士の交流促進の場として、利用しやすい施設運営の充実を図ります。
３）施設を安定的に管理運営する継続的なノウハウの蓄積により、競合施設に優る組織運営を実践します。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 利用者アンケート、利用者懇談会、ご意見はがき、第三者評価、受付窓口等のコミュニケーション機会を通して、利用者の声やニーズの把握に努め、積極的に改善していきます。
② 各施設のこれらの情報について、施設長会等を通じて定期的に組織内で共有するとともに、組織全体の課題として改善に取り組んでいきます。
③ 取り組んだ改善項目については、利用者との日々のコミュニケーションの機会や、施設の掲示板・財団ホームページ等を通して、迅速かつ丁寧に公開していきます。
④ 重要な改善項目については、専門家等による課題分析やアドバイスを受け、スピード感重視の改善に努めます。
⑤ 伝統文化交流館の開館に伴い、伝統文化の継承に向けた団体の育成及び関連事業の情報の発信を進めます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度））</td></tr>
<tr><td>・満足度調査の実施、第三者評価の実施
・結果分析、ニーズ分析に基づく改善策の検討
・施設長会等でのニーズの情報共有化
・ホームページの改善
・改善項目等を含め、競争力強化のための課題の洗い出し、課題解決の検討
・情報発信のルール作り</td><td>・満足度調査の実施、第三者評価結果に基づく課題解決
・（継続）
・（継続）
・（継続）
・改善項目等を含め、競争力強化のための課題解決着手
・情報発信ルールの運用</td><td>・満足度調査の実施
・結果分析、ニーズ分析に基づく改善の実施
・（継続）
・（継続）
・改善項目等を含め、競争力強化のための課題解決の見直し
・（継続）</td></tr>
</table>

（イ） オール財団として地域連携・施設運営をコーディネートする取組

SDGs のゴールとの関係			
背　　景	多様化する利用者ニーズに適応するためには、区や区内で活動する地域団体との連携が欠かせません。また、各施設に対する利用者の満足度向上が常に求められることから、「オール財団」として、組織横断的に利用者満足度向上に向け、更なる質の向上を図る必要があります。		
目　　的	１）施設の管理・事業運営の質的向上を図るための連携を強化し、地域の中核としての役割を果たす「オール財団」を目指します。 ２）財団本部と施設間相互の連携強化のためのコーディネート機能を踏まえた組織運営を図ります。		
取　　組	① 財団内部の会議や、総合支所・地域活動団体等との地域貢献度を高めるための協議を定期的に実施し、情報共有や連携方法等の検討に取り組みます。 ② 施設長会、研修会等でテーマを設定し、事業運営における財団内連携の強化と改善に取り組みます。 ③ 地域におけるコミュニティ形成の役割を一層強化していくためにも、財団本部の窓口体制を明確化し、コーディネート機能を発揮していきます。 ④ 伝統文化の継承とともに地域交流の促進を目的として開館した伝統文化交流館において、地域・関係団体と連携した事業を推進します。		
行　　程	令和３年度 （2021 年度）	令和４年度 （2022 年度）	令和５年度 （2023 年度）
	・財団本部／各施設間で定期的に開催する会議体で事業運営に特化した会議体の検討 ・健全な事業運営を行うため、財団本部の窓口体制の明確化	・財団本部／各施設間で定期的に開催する会議体組織の運営	・区、財団本部／各施設間で定期的に開催する会議体組織の定期運営
	・コーディネート機能を生かした財団事業の質の向上を目的としたテーマ設定の検討	・コーディネート機能の整備	・コーディネート機能における機動力点検
	・情報共有と連携強化の検討	・情報共有と連携強化の体制の構築と運用	・情報共有と連携強化の体制の改善

重点施策②　次期指定管理の公募に向けた取組

（ア）公募に向けた多面的リサーチ機能の充実

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　11 住み続けられるまちづくりを</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">区においては、新たに文化芸術振興の中核拠点として様々なジャンルに高いレベルで対応できる公の施設として、「（仮称）文化芸術ホール」の建設計画が進められています。
また、多くの公の施設において指定管理者制度が導入されており、本計画期間中に既存指定管理施設とともに財団が以前に指定管理者として管理運営を行っていた施設（高輪区民センター、港区スポーツセンター及び健康増進センター（ヘルシーナ））も公募が開始されます。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">1）長年、港区の公の施設を管理運営してきた経験と、コミュニティ、スポーツ、文化、生涯学習、健康増進事業で培った知識・経験やネットワークを活用した事業、区との連携を生かせる施設運営について多面的にリサーチします。
2）高輪区民センター、港区スポーツセンター、健康増進センター（ヘルシーナ）及び（仮称）文化芸術ホールの指定管理の獲得を目指し、更なる施設間及び関係課との連携強化を図ります。
3）公的な信頼性を強みとする財団が、これまで培った経験を発揮して、新たな指定管理施設の獲得を目指します。
4）区民ニーズの多様化に適応するため、専門的なスキルの取得や共同事業を組む相手と積極的に情報共有を図ります。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 区内で公募が予定されている各種施設を見据えて、指定管理者の指定を獲得することを想定した職員体制を検討します。
② 高輪区民センター、港区スポーツセンター、健康増進センター（ヘルシーナ）の現指定管理者の管理運営状況を検討し、今後、建設予定の（仮称）文化芸術ホールを含めた施設の次期指定管理者として指定が受けられるよう、より良い提案を目指します。
③ 区の様々な指定管理者公募情報を収集し、財団が管理運営可能な施設について、提案に向けた準備を進めます。
④ 公募に向けた必要な機能や人材を検証し、対応等を検討します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和 3 年度
（2021 年度）</td><td>令和 4 年度
（2022 年度）</td><td>令和 5 年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・情報の収集
・公募に必要な機能や人材の強化策の検証
・新規施設への事業提案検討
・事業者や団体との調整</td><td>・（継続）
・公募に必要な機能や人材の強化策の準備
・新規施設への事業提案計画
・（継続）
・予算計画</td><td>・（継続）
・公募に必要な機能や人材の強化策の実施
・新規施設への事業提案作成
・（継続）
・応募書類の作成</td></tr>
</table>

（イ） 高次な指定管理施設を追求する取組

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　11 住み続けられるまちづくりを　17 パートナーシップで目標を達成しよう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">令和５年度（2023 年度）の早期には、現在財団が指定管理をしている施設の公募が始まります。
また、令和９年度（2027 年度）には、（仮称）文化芸術ホールが開館される予定です。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">１）令和５年度（2023 年度）に実施される公募においては、現指定管理施設の指定継続と高輪区民センター、港区スポーツセンター及び健康増進センター（ヘルシーナ）の指定管理の再指定を受けます。
２）令和９年度（2027 年度）に開設が予定されている（仮称）文化芸術ホールに関連する情報の収集を行い、指定管理制度導入を見据えた準備・対策を行います。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 財団が現在管理運営している施設での指定継続と高輪区民センター、港区スポーツセンター及び健康増進センター（ヘルシーナ）の指定管理の再指定のための提案を具体化します。
② ①を参考として、新たに公募される公の施設の公募対策の準備を進めます。
③ 令和６年度（2024 年度）以降の施設管理運営のあり方を検討します。
④ 関係課との連携や、外部事業者との調整を図り、高次な指定管理を目指します。また、文化芸術などに関する専門的人材の育成や知識の醸成も図ります。
⑤ 財団単独で指定管理を獲得するだけでなく、専門性の高い事業者や団体との共同事業体及び委託も視野に入れていきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・新たな指定管理施設の類似施設の研究

・令和６年度（2024 年度）からの指定管理施設における事業展開の検討と公募対策準備</td><td>・（継続）

・令和６年度（2024 年度）からの施設管理運営のあり方の検討</td><td>・次期指定管理施設の継続のための新たな提案を具体化し、応募
・（継続）</td></tr>
</table>

重点施策③　財団として積み上げた魅力ある管理運営の実現

（ア）ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた事業運営の確立

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　9 産業と技術革新の基盤をつくろう　11 住み続けられるまちづくりを</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">コロナの拡大防止対策として、区のガイドラインに従い、施設における感染予防の取組を徹底して実践する必要があります。
コロナ禍及びコロナを踏まえた「新しい生活様式」を実行していくため、利用者と財団職員の安全・安心が継続的に確保される取り組みが求められています。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">1）コロナの感染症拡大防止のための、施設における十全な対策を日常から徹底し、施設利用者と職員の健康管理に常に配慮します。
2）ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、安全・安心な施設・事業運営のあり方、ノウハウを確立し、更に向上させていきます。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 日常的な施設の運営において、区民が安心して施設を利用できるように、万一の事態にも備えた利用者情報の適切な収集と管理、一定期間を過ぎたのちの個人情報廃棄を確実に実行します。
② コロナ対策は、一律に実施するものに加えて、施設ごとの事情に応じた対策や、改善・強化すべき課題を明確にし、早急に対処していきます。
③ イベント・事業においては、従来のやり方に加えて、オンラインでの魅力あるサービスや事業を推進し、その情報を積極的に発信していきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・「新しい生活様式」に対応する施設における安全･安心のための対策徹底と、運営方法の確立
・オンラインによる事業環境整備
・施設間共同事業等の検討</td><td>・オンラインでのイベント・事業実施のノウハウ、方法論の確立と財団内での横展開
・利用者に対するオンライン事業の説明、周知など、情報発信の強化
・施設間共同事業等の実施</td><td>・オンラインによる事業の拡大推進
・施設の有効活用検討、施設間共同事業の拡大</td></tr>
</table>

（イ） 区民の高い信用・信頼度に応えるハイレベルな組織力の実践

SDGs のゴールとの関係			
背　　景	財団には、区が設立した公益財団ということによる、区民からの信用・信頼と知識・経験、そして総合的な管理運営能力があります。将来、財団が更に必要とされる組織となるためには、社会環境の変化に伴うニーズの多様化にマッチするレベルの高い事業を提供し、利用者満足を更に向上させる必要があります。こうした中で財団は、２０年にわたる施設運営の経験やノウハウ、地域の企業や団体、大学などと強力な絆を持っており、港区スポーツセンターを含む区有施設を有効に活用し、また事業コーディネーターを核として財団各課で連携を図ることにより、公益法人ならではの視点に基づく強みを生かすことが求められています。		
目　　的	１）財団の核であるコミュニティ振興、スポーツ振興、文化振興、生涯学習支援及び健康増進の各分野を融合させた、新たな事業企画を行います。 ２）利用者の新たなニーズを敏感に感じ取り、一歩先を見据えた企画を提案し、実行していきます。		
取　　組	①　利用者に対して分かりやすく、良質なサービスを提供するために、施設管理運営の向上に関する意見や事柄をマニュアル化し、職員全員で共有します。 ②　財団が持たないリソースを保有する外部の第三者とのコラボレーションを拡大し、事業の幅や専門性を広げていくために、財団内での事業コーディネーター育成により、異なる分野及び財団内でのコラボレーション企画を更に質を高めて実施していきます。 ③　地域活性化のための区民協働事業を横断的に実施します。		
行　　程	令和３年度 （2021 年度）	令和４年度 （2022 年度）	令和５年度 （2023 年度）
	・同ジャンルの団体同士がコミュニケーション機会を広げる交流の場を検討 ・新たな連携先の開拓による外部の第三者との連携強化 ・事業コーディネーター養成研修による職員のスキルアップ	・新たな連携先との協働事業の実施 ・国際交流、若年層、親子連れ、ミドル層など、様々な利用者に対する事業の拡充 ・事業コーディネーターと施設の連携による事業実施	・新たな連携先との事業拡大による事業内容のさらなる多様化、専門化 ・事業コーディネーター中心に、連携先とオール財団のノウハウを活用した新たな切り口での事業の推進

Ⅲ　安定した経営基盤の確立と組織力の向上

中期ビジョン	**新しい時代のライフスタイルに対応し、港区の多様な人や文化がつながり、生活に豊かさと潤いを生み出す価値ある事業の創造**

Ⅲ	安定した経営基盤の確立と組織力の向上

重点施策①	たゆまぬ業務改善による経営資源の最適配分
（ア）簡素で効率的な組織運営と事務事業の効率化	
（イ）ＰＤＣＡマネジメントサイクルによる業務品質の向上	
（ウ）行政や地域と一体となった危機管理体制の構築	

重点施策②	職員が能力を最大限に発揮できる環境の整備
（ア）職員が積極的にチャレンジできる組織風土の醸成	
（イ）専門性とコーディネート力を兼ね備えた職員の育成	
（ウ）職員のモチベーション向上につながる人事・給与体系の構築	
（エ）人材採用手段の多様化と戦略的な職員配置	

重点施策③	財源の多様化による財務基盤の強化
（ア）広報活動の強化による寄附金、協賛金品、広告料収入の獲得	
（イ）国や東京都等の補助金・助成金の積極的な活用	

重点施策①　たゆまぬ業務改善による経営資源の最適配分

（ア）簡素で効率的な組織運営と事務事業の効率化

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　8 働きがいも経済成長も</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">財団には、区及び区民からの多様な事業ニーズに応えるとともに、組織の業務効率を改善していくことが求められています。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">１）職員が個々に行っている業務を見直します。
２）組織ごとに業務を検証し、簡素で分かりやすい業務体系を構築して、業務効率の向上に努めます。
３）勤務形態の多様化や「テレワーク（在宅勤務）」に適時・適切に取り組めるよう、業務内容の見直しを行います。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 各課長・各施設長が年間スケジュールを作成する際、各事業の業務の段取り等を確認し、事業の効果的な組立てや実施時期について再検討します。
② 財団の全事業を、事業コーディネーターともに見直し、課題を整理して、時代の先端を行く事業の実施について検討します。
③ 効率的に業務の運営が行えるような機能について検討し、集合する回数を減少しながら、効率的な会議を実施します。
④ 業務を切り分け、標準化することで、新たな働き方を構築します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・各課・各施設の業務量を把握し、課題を整理
・個々の職員の業務量を把握し、課題を整理
・業務標準化の検討
・テレワークの検証</td><td>・事務分掌の見直し
・フレキシブルな人員配置の検討
・業務標準化の実施
・テレワークの見直し</td><td>・（継続）
・フレキシブルな人員配置の試行
・業務標準化の検証
・（継続）</td></tr>
</table>

（イ） ＰＤＣＡマネジメントサイクルによる業務品質の向上

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を / 17 パートナーシップで目標を達成しよう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">個人情報保護、環境保全、サービス向上のマネジメント等に取り組む姿勢は、区が出捐（しゅつえん）する公益法人のＣＳＲ（企業・団体の社会的責任）活動として重要なテーマとなっています。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">他の団体や企業の模範となるよう、積極的かつ継続的なＣＳＲ活動を推進します。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 全ての事業活動に対して進捗確認シートを作成し、ＰＤＣＡマネジメントサイクルを活用することで、継続的に業務品質の向上を図ります。
② ＩＳＯ９００１、ＩＳＯ１４００１、プライバシーマークの認証を継続して受けます。
③ 共通マニュアル等の随時見直しをします。
④ 環境負荷の低減に向けた取組を更に推進し、環境保護に努めます。
⑤ 個人情報保護の更なる徹底を図ります。
⑥ 業務品質の向上や環境負荷の低減、個人情報保護について、職員への定期的な教育を継続します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・ISO9001　定期審査
・ISO14001　定期審査
・プライバシーマーク定期審査
・個人情報研修受講</td><td>・ISO9001　定期審査
・ISO14001　更新審査
・プライバシーマーク認定申請・更新
・（継続）</td><td>・ISO9001　更新審査
・ISO14001　定期審査
・プライバシーマーク定期審査
・（継続）</td></tr>
</table>

（ウ）行政や地域と一体となった危機管理体制の構築

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　11 住み続けられるまちづくりを　13 気候変動に具体的な対策を　17 パートナーシップで目標を達成しよう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">災害に対する地域の“対応力”を強化するために地域コミュニティの重要性が再認識されています。また、財団が管理運営している施設の多くは、地域の防災拠点としての機能と役割が期待されています。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">1）全ての利用者が安全に施設を利用するとともに、地域住民の安全・安心が確保された環境づくりに貢献します。
2）地域コミュニティを担う施設の役割を果たすべく、区の所管課との連携を踏まえながら、地域と一体となった防災体制を築きます。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 災害に対する対応能力を維持・向上させるため、適切な訓練や研修を実施します。また、引き続き財団内の情報セキュリティに係る訓練の実施や研修の充実を図ります。
② 区や近隣の消防署や防災組織との情報共有及び連携の仕組みを強化します。
③ 施設の管理方法（単独施設・複合施設）及び避難所開設に則した危機管理対策の検証及び改善を行います。
④ 全ての職員は、消防署が主催する上級救命講習への参加及び資格の更新を行います。
⑤ 自衛消防技術試験等の受験を積極的に促します。
⑥ 異常気象にも対応できる危機管理マニュアルを作成し、財団独自の事業継続計画（ＢＣＰ）を策定します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・避難訓練、研修
・区や域の防災組織との防災に関する情報共有
・上級救命講習への参加、資格更新
・自衛消防技術試験への参加
・危機管理対策の検証及び改善
・危機管理マニュアルの確認・訓練、財団独自の事業継続計画(BCP)作成の検討・作成</td><td>・（継続）
・（継続）
・（継続）
・（継続）
・（継続）
・様々な災害を想定した訓練</td><td>・（継続）
・（継続）
・（継続）
・（継続）
・（継続）
・（継続）</td></tr>
</table>

重点施策②　職員が能力を最大限に発揮できる環境の整備

（ア）職員が積極的にチャレンジできる組織風土の醸成

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　4 質の高い教育をみんなに　8 働きがいも経済成長も　9 産業と技術革新の基盤をつくろう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">財団には、マーケティング、広報、財務、経理など、民間企業や団体等での豊富な実務経験を持つ職員が多数在籍しています。
一方、自由な発想による新規事業の展開や失敗を恐れず積極的にチャレンジする組織風土の醸成が課題となっています。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">財団の組織としての力を高めるためには、職員一人ひとりが持つ能力やアイデア、地域とのつながりを最大限に生かす組織運営が必要です。事業を企画・運営していく過程で、全ての職員が能力と知恵を出し合い、議論し、チーム一丸となって取り組んでいく組織風土を醸成します。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 失敗を恐れず積極的にチャレンジする「トライアル・アンド・エラー（試行錯誤）」を組織として推進し、協力体制を整え、適正に評価します。
② 各職場において、所属長が積極的に疑問を投げかけたり、提案したりすることで、職場での対話を活性化させ、新たな事業にチャレンジする機運を醸成します。
③ 継続事業であっても、見直すべき点はないか、何か新しいことができないかを常に意識し、高品質で他にはないこだわりの事業を企画・運営します。
④ 複数の部署にまたがる課題については、誰かが変えてくれるのではなく、自分事として自らが変えていく意識を持ち、チームで対応します。
⑤ 事業実施時には、事業の背景にある物語や思いをきちんと伝え、その価値や魅力を最大限に訴えることで、参加者の増加や満足度の向上につなげます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・トライアル・アンド・エラーに対する適正な評価の実施
・新たな事業にチャレンジする機運の醸成
・継続事業の改善、内容の充実</td><td>・（継続）
・新たな事業にチャレンジするための所属長の働きかけの強化
・（継続）</td><td>・（継続）
・（継続）
・（継続）</td></tr>
</table>

（イ） 専門性とコーディネート力を兼ね備えた職員の育成

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　4 質の高い教育をみんなに　8 働きがいも経済成長も　9 産業と技術革新の基盤をつくろう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">社会経済状況の変化は非常に早く、利用者ニーズが多様化・複雑化し、求められる業務水準がますます高くなっています。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">１） 財団が環境変化に適応していくために、新たな課題に対応できる人材の育成を計画的に継続して実施していきます。
２） 職員の人材育成の基盤となる環境整備に積極的に取り組みます。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 既存の研修についての検証や新たな研修メニューを洗い出し、組織全体の研修体系を作ります。
② 研修体系に沿った研修計画を作成します。
③ 研修成果について確認する仕組みを作ります。
④ 資格取得制度を設け、障がい者スポーツ指導員、サービス介助士の資格取得奨励など、新たな運用を行います。
⑤ 職員が心身ともに健康で、意欲的に仕事で能力を発揮できるような職場環境を確保します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・財団職員として必要な研修の洗い出し
・業務に生かされる研修メニューの作成
・研修計画書の作成
・研修報告書の作成
・資格取得制度の運用（接客サービスマナー検定、障がい者スポーツ指導員、サービス介助士、舞台機構調整技能検定の資格取得支援）
・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業認定の申請を検討</td><td>・研修計画の見直し
・（継続）
・（継続）
・資格取得制度の運用・検証（接客サービスマナー検定取得者数の増加、障がい者スポーツ指導員、サービス介助士、舞台機構調整技能検定の資格取得支援）
・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業認定の取得</td><td>・（継続）
・（継続）
・（継続）
・資格取得制度の運用・検証（接客サービスマナー検定取得者数の増加、障がい者スポーツ指導員、サービス介助士、舞台機構調整技能検定の合格者増加）
・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業として、働きやすい職場づくりを継続</td></tr>
</table>

【研修プログラムの一例】

1	職場内環境研修	日常の業務の中で、ごみ出しルール、コピー用紙の裏面利用、両面印刷等、環境負荷低減のための知識を得る。
2	選択制集合研修	100 講座以上から選択し、何度でも受講可能。受講することでビジネススキルの向上が図れる。異業種間の交流の機会あり。
3	選択制集合研修（ISO コース）	ISO・Ｐマークについて更に知識を向上させたい職員向けの研修。異業種間の交流の機会あり。
4	選択制ｅラーニング	120 講座から選択可能。何時でも何度でも職場や家庭に居ながら、スキルアップが図れる。
5	会計事務研修	財団会計事務を理解し、知識及び能力の向上を図る。支出、現金、「公益大臣」の入力方法を学習。
6	施設見学研修	他施設の事務改善事例から自施設の改善と財団内の情報の共有化を図る。
7	上級救命講習	全職員が各都道府県消防署関連団体における上級救命講習を受講し、緊急時に対処できることを目指す。
8	事務局長研修	新任職員が事務局長から財団の概要等について講義を受け、財団について理解を深める。
9	文書管理事務研修	起案用紙の記載方法、分かりやすい文章表現など、文書事務を理解し、知識及び能力の向上を図る。
10	労務経理基礎研修	就業規定＆契約の基礎をやさしく学習する。
11	ＩＳＯ基礎研修	新任職員が ISO・Ｐマークの基礎を学習し、財団の統合マネジメントシステムを理解する。
12	安全運転講習	運転講習を受講し、安全運転の必要性と日々の励行に役立てる。
13	規程研修	財団の規程について理解を深める。
14	接遇研修	接客技術の向上及び顧客満足の向上を図る。
15	ＩＳＯ継続研修	ｅラーニングを利用して、環境等マネジメントシステムの知識の継続とレベルアップを図る。
16	内部監査員養成研修	ＩＳＯ14001、9001、Ｐマーク規格を運用する中で、内部監査員として必要な知識を取得する。
17	ハラスメント防止研修	セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児及び介護休暇に関するハラスメントを防止するため、ハラスメントについて正しく理解する。
18	ＡＥＤ操作実習	ＡＥＤを実際に体験操作することで、緊急時に対処できる技量を身に付ける。
19	ＩＳＯ複合審査対策研修	ＩＳＯ9001 定期、14001 更新審査に対応できる知識を得る。
20	事業運営向上研修	事業を実施する上で注意することなど、事業運営に必要な知識を学習する。
21	指定管理研修	指定管理に精通した講師を迎え、指定管理者制度について正しく理解する。
22	契約実務研修（年間契約）	次年度契約作業を前に年間契約について学習する。
23	健康管理講習	産業医から最近疾病の情報を得るとともに、その予防と対策の知識を学ぶ。
24	危機管理研修	危機管理に精通した講師を迎え、危機管理講習と避難訓練を実施する。
25	採用前研修	財団採用前の人を対象に財団業務の業務についての基礎知識を学ぶ。
26	ＯＪＴ担当者研修	新人職員が、社会人、仕事人、財団職員として基礎的な事項を身に付けられるよう指導方法を学ぶ。
27	障がい者雇用の理解と対応研修	障がいを持つ職員が、周囲から適切に理解され、その特長や能力を十分に発揮できるような受け入れのノウハウ研修。
28	新規事業立案と事業計画書の作成研修	新規事業の探索・モデル事業の構築、事業プランのケーススタディ研修。
29	実務研修	施設長研修、チーフ研修。
30	職層研修	採用後１０年までに財団の職務基礎知識とビジネスマナー研修。 キャリアデザインに基づく昇任意欲につなげる。

（ウ）職員のモチベーション向上につながる人事・給与体系の構築

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　4 質の高い教育をみんなに　8 働きがいも経済成長も　9 産業と技術革新の基盤をつくろう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">財団が実施する事業や地域との協働活動の実施にあたり、区民や行政との更なる連携が求められています。そのためには、質の高い区民サービスが提供できる人材や組織づくりにつながる適切な就業管理など、良質な経営資源の確保と充実が必要不可欠となっています。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">1） 職員一人ひとりの貢献意識や向上意欲を促すため、給与体系や適切な就業管理の仕組みを構築します。
2）財団の長期的な戦略に基づき、経営資源を確保します。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 給与原資の配分方法を含め、新たな仕組みを導入します。
② 上記①とあわせて、新たな人事評価制度を運用します。
③ 実行された新たな取組について検証します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・新人事評価制度の導入
・人事評価制度と一体的な雇用・賃金体系の導入
・無期労働契約の転換に向けた仕組みの定着</td><td>・新人事評価制度の検証
・雇用・賃金体系の検証
・（継続）</td><td>・新人事評価制度の見直し
・雇用・賃金体系の見直し
・（継続）</td></tr>
</table>

（エ） 人材採用手段の多様化と戦略的な職員配置

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　4 質の高い教育をみんなに　8 働きがいも経済成長も　9 産業と技術革新の基盤をつくろう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">第五次中期経営計画に盛り込んだ新たな事業を実施するため、職員配置を見直し、新たな組織体制を構築します。新しい生活様式において、優れた人材を安定的に確保するため、採用試験の実施時期の早期化及び複数回の実施についても検討します。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">１）国際化の対応の推進、文化芸術等の事業の推進に向けた組織体制づくりを検討します。
２）これらの事業推進に伴う多様な人材を確保するために、幅広い採用手段を講じていきます。
３）地域共生社会の実現に向けた基盤づくりとなるようＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソンに継続して取り組むため、職員体制を強化します。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 現状の職員配置体制上の問題や課題を解決するために、施設別、部門別に体制構築を図ります。
② 上記①の対応策について、組織横断的に検討します。
③ 上記②において、実現可能な対応策を優先して取り組みます。
④ 上記③で実行された対応策を検証し、更なる改善を図ります。
⑤ 適切かつ多様な人材を配置するため、人材育成や様々な媒体を活用して人材を確保します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・新たな職員配置体制の構築
-文化芸術課の設置
・障がい者雇用を増員し、障がい者雇用率を順守
・様々な媒体を活用した職員募集の周知
・採用試験の実施時期の検討</td><td>・新たな職員配置体制の検証
・マラソン課の業務検証
・障がい者雇用率を順守
・（継続）
・（継続）</td><td>・職員配置体制の見直し
・マラソン課の業務見直し
・（継続）
・（継続）
・（継続）</td></tr>
</table>

重点施策③　財源の多様化による財務基盤の強化

（ア）広報活動の強化による寄附金、協賛金品、広告料収入の獲得

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　17 パートナーシップで目標を達成しよう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">財団では、ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン及びみなと区民まつりの実行委員会事務局として、企業等からの協賛金獲得に大きく貢献する一方、他の事業に対する寄附金や協賛金の獲得が課題となっています。
港区の魅力を高める多彩な事業を継続的に展開していくためには、区からの補助金以外に、指定管理料や自主財源を安定的に確保することが求められます。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">公益法人へ寄附を行った場合、寄附金の額に応じて個人又は法人の所得から一定額を控除する等の税制上の優遇措置が設けられています。また、区では、特別区民税の寄附金税額控除対象団体に区の外郭団体である財団を加えています。
区民にとって有益な事業を積極的に展開するためにも、参加者及び参加料収入の増加による事業収支の改善に加え、区民、企業や団体等からの寄附金、協賛金等の外部資金の獲得など、自主財源の確保に努めます。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 区民ニーズに合った魅力ある事業を多様な手段で広報することで、参加者及び参加料収入の増加に取り組みます。
② 参加料については、収支見込み、参加者見込み、民間事業者の動向等を総合的に勘案し、適切な受益者負担を設定します。
③ 財団が実施する事業の趣旨や活動状況を積極的に周知し、地域との協働や企業等のＣＳＲ活動との連携を強化することで、新しい寄附制度の活用も視野に入れた寄附金、協賛金品、広告料収入等の獲得に取り組みます。
④ リピーターの確保に向けて、新たな会員制度の仕組みを検討します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・広報手段・内容の見直し
・参加料設定基準の見直し
・事業趣旨・活動の周知
・寄附金、協賛金に関する事例収集・増収策の検討
・新しい寄附制度の活用に向けた検討
・広告料増収策の検討
・周年事業積立金の確保
・新たな会員制度の検討</td><td>・新たな広報手段の運用
・参加料設定基準の変更
・（継続）
・寄附金、協賛金に関する新たな取組の実施
・新しい寄附制度の活用
・新たな広告料増収策の実施
・（継続）
・新たな会員制度の導入</td><td>・新たな広報手段の検証
・参加料設定基準の検証
・（継続）
・寄附金、協賛金に関する新たな取組の検証
・新しい寄附制度の検証
・新たな広告料増収策の検証
・（継続）
・新たな会員制度の検証</td></tr>
</table>

（イ） 国や東京都等の補助金・助成金の積極的な活用

<table>
<tr><td>SDGs のゴールとの関係</td><td colspan="3">3 すべての人に健康と福祉を　17 パートナーシップで目標を達成しよう</td></tr>
<tr><td>背　　景</td><td colspan="3">財団の事業は、補助金事業、指定管理事業、自主事業に区分されます。自立的で持続性のある組織運営に向けて、区からの補助金や指定管理料に加えて、国や東京都、企業・団体等からの補助金や助成金を積極的に活用し、財務体質を強化することが求められます。</td></tr>
<tr><td>目　　的</td><td colspan="3">他団体の事例も参考に、活用可能な補助金や助成金の情報を収集・分析し、積極的に活用することで、区からの補助金及び指定管理料の効率的・効果的な執行に努めます。</td></tr>
<tr><td>取　　組</td><td colspan="3">① 他団体の事例を参考に、国、東京都、企業・団体等の補助金や助成金の活用状況を収集・分析し、データベースを作成します。
② 活用可能な補助金や助成金については、前提条件や課題を整理したうえで、積極的に活用します。
③ 補助金や助成金を活用した事業については、事業実施後に課題を整理し、次年度以降の活用や他事業への展開について検討します。
④ 共催事業の団体等が補助金や助成金を活用する際には、事業の適正な実施に向けて積極的に支援します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">行　　程</td><td>令和３年度
（2021 年度）</td><td>令和４年度
（2022 年度）</td><td>令和５年度
（2023 年度）</td></tr>
<tr><td>・補助金・助成金の事例収集・分析・データベース作成
・補助金・助成金の積極的な活用
・団体等の補助金・助成金の活用支援</td><td>・（継続）
・補助金・助成金の積極的な活用の検証
・（継続）</td><td>・（継続）
・補助金・助成金の積極的な活用の見直し
・（継続）</td></tr>
</table>

資料編

1　前計画の計画化事業の個別検証と新たな課題

（1）施策体系図

中期ビジョン	**港区のコミュニティ形成を担う 公益財団としての独自性の発揮と組織力の強化**	
中期目標１	**区民ニーズの多様化に応える事業の推進**	
	重点施策①	**区民とともに進める事業の充実**
		（ア）ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソンの実施による地域共生社会の実現
		（イ）区民と各種活動団体との協働による事業推進
		（ウ）利用者満足度調査による事業の向上
		（エ）財団ならではの特性を踏まえた事業の実施
		（オ）費用対効果を意識した事業の改善
	重点施策②	**環境変化や新たな区民ニーズを捉えた事業の提案**
		（ア）地域特性を生かした取組
		（イ）「スポーツ・フォア・オール」の更なる推進
		（ウ）文化芸術振興における取組の体系化
		（エ）区民ニーズを踏まえた生涯学習事業の展開
		（オ）幅広い世代に向けた健康増進への取組
	重点施策③	**事業の企画・運営における組織機能の更なる強化**
		（ア）情報共有の促進と協力体制の整備
		（イ）事業企画・運営における専門性の向上
		（ウ）情報発信の強化に向けた取組
中期目標２	**魅力ある指定管理施設を目指す新たな取組**	
	重点施策①	**既存施設の競争力の強化**
		（ア）利用者満足度向上への取組
		（イ）施設運営を通じた区・財団本部・施設間での信頼醸成の取組
	重点施策②	**次期指定管理の公募に向けた取組**
		（ア）公募情報の収集と活用
		（イ）新たな指定管理施設の再指定を目指す取組
	重点施策③	**財団の独自性を生かした魅力ある管理運営の実現**
		（ア）将来に向けた管理運営力の強化
		（イ）“財団ならでは”を強みとして生かすための取組
中期目標３	**経営基盤の強化による組織力の向上**	
	重点施策①	**業務改革による経営資源の最適化**
		（ア）業務効率の改善と資源の有効活用
		（イ）外部ネットワークとの協働体制の推進
		（ウ）財団が一体となった安全・安心の取組
	重点施策②	**職員満足度の向上による組織基盤の強化**
		（ア）職員のモチベーションの向上
		（イ）人事評価制度や適切な就業管理と雇用・賃金体系の構築
		（ウ）利用者ニーズに的確に対応できる人材育成
		（エ）職員配置体制及び人材採用手段の検証と改善
	重点施策③	**自主財源の確保を含む事業及び経営基盤の安定化**
		（ア）新たな独自財源の確保に向けた取組
		（イ）企業への協賛呼びかけと組織的な関係づくり
		（ウ）運営管理における更なる品質向上

（２）計画化事業の個別検証と新たな課題

２９の各計画化事業の達成状況については、下記のとおりです。

【第四次中期経営計画（平成３０年度～令和２年度（2018 年度～2020 年度）の検証】

No.	項目	担当部門	進捗状況	新たな課題
1	１-①-（ア）MINATO シティハーフマラソンの実施による地域共生社会の実現	**マラソン課**	・2018・2019 と MINATO シティハーフマラソンを実施した。 ・協賛金額・参加ボランティア数ともに増加した。 ・協賛企業からの要望を参考に協賛特典の見直しを行った ・港区と定例会議を毎週実施し、細かい部分まで連携して実施した ・令和３年度以降、区から事務移管が行われるため、区が担っていた事務を財団が主体的に実施することになる	・自治会、商店会等地域からの支援を受け、より地域に根ざしたイベントにする必要がある。 ・区が担っていた業務をスムーズに移管できるように体制を構築しなければならない。
2	１-①-（イ）区民と各種活動団体との協働による事業推進	**事業課**	▪ 区地域振興課職員との連携・情報共有の実施や各総合支所協働推進課職員との事業を通じた交流により、情報共有と連携の必要性を確認した。 ▪ 活動主体間の連携の実績及び意識調査について、施設利用者を対象としたアンケート調査を実施した。全体調査の年である令和元年度は、ホームページの認知度や、年齢層別参加状況も調査項目とした。	・令和２年 10 月に改修したホームページの閲覧・利用率向上を図る。 ・アンケートの結果を受け、既存の協働事業のＰＲと新たな機会の実現を目指す。
3	１-①-（ウ）利用者満足度調査による事業の向上	**事業課/スポーツ事業課**	・委託事業者と財団の各課長との打合せ及び進捗確認を月１回程度行い、令和元年１月末までにアンケート調査、インターネット調査、事業・施設利用者へのグループインタビュー調査を実施した。 ・調査結果を、財団職員に周知した。	・調査結果を分析し、次期中期経営計画に活用していく。 ・財団としての課題を洗い出し、改善方法を検討していく必要がある。
4	１-①-（エ）財団ならではの特性を踏まえた事業の実施	**事業課**	・東京 2020 大会の気運醸成事業としてスポーツと文化の融合をテーマに、体操競技と能楽鑑賞を組み合わせた事業を実施した。 ・健康事業では、健康に関する落語や映画上映会を組み合わせた新規事業「Kiss ポートカルチャー健康講座」を実施した。さらに、高齢者向けのチェアバレエ教室は、「介護予防総合センター」の協力の下、無料講座を開催し、講座終了後には、講座の集大成として、参加者による発表会を実施した。 ・港区と共催で、文化プログラム推進事業を実施。氷川神社や地元の商店と協働でイベント及びホワイエの展示を開催。更に日伊協会の協力の下、イタリア人留学生による会場案内のボランティア等、国際色豊かなイベントとなった。 ・地域共生社会の実現を目指し、誰もが等しく文化芸術を楽しむ機会を提供するため「手話狂言」を実施した。	▪ 健康事業やスポーツ事業に文化的要素を組み合わせた財団ならではの取組の継続が必要。 ▪ ホームページの多言語化及び港区文化芸術情報発信サイト「みなとアートナビ」のリニューアルによる外国人向け情報サイトの情報共有を図る。 ▪ ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン、区民まつりについては、各課と情報を共有し、オール財団で協賛企業へアプローチすることで、財団の強みを生かす。 ▪ これまで交流のなかった地域の学校に文化振興を広める試みは初であり、これからも継続し、広めていく必要がある。

No.	項目	担当部門	進捗状況	新たな課題
4	1-①-(エ)財団ならではの特性を踏まえた事業の実施	**事業課**		・外国人にも分かりやすい、やさしい日本語で情報発信をする必要がある。
5	1-①-(オ)費用対効果を意識した事業の改善	**事業課/スポーツ事業課**	・事業ごとに計画書及び評価書を作成し、事業改善検討会において各担当も含めて、事業の改善と見直しの検討を実施した。 ・事業評価について、より詳細に検証し、次回以降の実施に向けた課題を明確にした。 ・事業の参加費の払戻し基準の改定や、要綱、様式等の変更をした。 ・Kiss ポート倶楽部会員制度を廃止し、Web 港区会員に一本化することで、会員制度の維持費を削減した。	・受益者負担基準のほかチケット価格の見直しも検討する。 ・今後も継続して事業改善検討会での検討を行っていき、更に魅力ある事業等を実施していく必要がある。 ・インターネットを活用した新たな事業展開を実施するうえで発生する、経費と収入の基準を明確化する必要がある。 ・独自財源確保のための新たな取組を検討する。
6	1-②-(ア)地域特性を生かした取組	**事業課/スポーツ事業課**	・日本ラグビーフットボール協会から情報を得ながら、ラグビーヘッドコーチなどの講演を実施した。 ・中学生サッカー大会において、オランダ大使館と意見交換した内容を取り入れ、その国の文化を紹介した。	・チラシ、広報等の多言語化や大使館との更なる連携。 ・地域企業との連携・イベントごとの協賛･協力の提供。 ・外国人の集客の方法を更に開拓する必要がある。 ・スポーツ事業についても、国際交流協会との連携の必要がある。
7	1-②-(イ)「スポーツ･フォア･オール」の更なる推進	**スポーツ事業課**	・フェンシング、トライアスロン、トランポリン、ブラインドサッカーなどのオリンピック・パラリンピック競技種目の紹介と体験の場を作った。 ・スポーツ推進委員との意見交換を継続的に行い、障がい者スポーツの集いを実施した。 ・財団で、初めてスポーツと文化を融合した事業を行った。 ・MINATO シティマラソンの具体的な立案や大会実行委員会の準備を進めた。 ・大会や講演会の情報発信、結果報告などをキスポート誌や財団ホームページのほか、新たな情報発信としてフェイスブックを活用して行った。 ・スポーツボランティア登録者に向けて、ボランティア情報の発信と活動の案内を行った。 ・日本ラグビーフットボール協会と事業の企画検討を行うとともに、区内保育園を対象としたタグラグビー教室を実施した。 ・スポーツと観光、歴史などを融合した、区内の名所、旧跡をめぐる「観光ロゲイニング事業」を実施した。	・区民ニーズの多様化への対応に向けて、事業のスクラップ&ビルドを検討する。 ・スポーツボランティアについては、東京 2020 大会前後の気運醸成とレガシーに向け、区と港区体育協会その他関係団体との連携した取組が必要である。

No.	項目	担当部門	進捗状況	新たな課題
8	１-②-（ウ）文化芸術振興における取組の体系化	**事業課**	・区文化芸術振興係との打合せを定例会とし、隔週実施し、活発な意見交換を行った。またメールでの情報共有で一層の連携強化を図った。 ・区主催のイベント情報を含め活発な情報発信を行うとともに、財団が特別共催している団体に「港区文化芸術ネットワーク会議」への参加を呼びかけ、他の文化芸術関係団体と情報交換を行った。 ・「文化芸術基礎研修・専門研修」を財団で実施した。 ・新設予定の（仮称）文化芸術ホールの情報を収集し、共同事業体の準備を進めた。	・「みなとアートナビ」の積極的な活用を検討する。 ・財団研修で文化芸術事業を担える人材を育成する。 ・（仮称）文化芸術ホールの指定管理獲得のために、情報収集と準備を行う。 ・事業の特殊性、専門性を考慮したより質の高い組織へ再編を行う。
9	１-②-（エ）区民ニーズを踏まえた生涯学習事業の展開	**事業課/生涯学習センター**	・みなと区民大学は、令和元年度５大学で実施した。令和２年度は、対面講座を避け、オンライン講座や誌面公開という形での実施をした。 ・施設においては、地域の企業や美術館と協働しての講座を開催し、多くの応募があり盛況であった。 ・新たな学習スタイルの発信として、講座の動画を撮影し、編集後に順次配信した。 ・社会教育関係団体９団体と協働し、令和元年度は「日本舞踊体験」「社交ダンス」「くみひもジュエリー体験」などの講座を実施した。	・区民ニーズや参加したいと思うテーマを選定するとともに、参加しやすい時期や時間、場所を選定する。 ・新たな協働事業を実施する相手方との企画を検討する。 ・動画配信のラインアップ充実とともにオンライン配信について検討をする。
10	１-②-（オ）幅広い世代に向けた健康増進への取組	**事業課/スポーツ事業課**	・令和元年度から、区内の様々な地域で、より身近に「健康づくり」に向けた機会の提供を図ることを目的として、事業を実施した。 ・からだづくりイベントとして、ヨガ、パーソナルトレーニング、ラジオ体操、サーキットトレーニング、親子体操などを実施した。また、からだづくりのための健康講座として、落語と足の健康、朝スッキリ目覚める睡眠などの講座を実施した。 ・子どもから高齢者まで、幅広い世代の方が、健康について関心が持つ機会の提供ができた。 ・複合施設の特性を生かし、介護予防総合センターや区の高齢者支援課と高齢者向けのタイアップ事業を実施した。 ・事業課とスポーツ事業課との協働事業を実施した。	・健康増進事業については、その時々の流行も取り入れながら、参加したくなるようなテーマを模索する。 ・地域によっては、参加者の固定化があるため、新規参加者の獲得のための事業周知の工夫が必要である。 ・介護予防総合センターやスポーツセンターとの連携を更に強化することにより、財団の認知度を向上させる取組が必要である。 ・筋力アップトレーニング等で受講者にマラソン事業への参加誘導を推進する。 ・30～50 歳の働き盛り世代へ、魅力ある事業を提供していく。

No.	項目	担当部門	進捗状況	新たな課題
11	1-③-（ア）情報共有の促進と協力体制の整備	**企画経営課/事業課/スポーツ事業課**	・財団グループウェアの掲示板を活用し、各施設の休館日情報を掲示した。 ・全体事業予定表の活用により、各課及び各施設での事業の情報を職員間で共有した。 ・各事業について、応援要請シートやグループウェアを活用し、事業の職員応援や職員参加による賑わいなどを積極的に図った。 ・事業報告会を毎月実施し、事業担当者同士での事業実施状況などの情報共有を図った。 ・事業に関する共有すべき情報を報告し、他課と他施設との交流が活発になり、組織の団結力が強化された。 ・事業改善検討会で、各課で実施した事業の報告をすることで、情報の共有や共通の課題についての意見交換ができた。 ・オンライン会議システムを有効活用して、職員間だけでなく、関係者との意思の疎通を図った。	・全体事業予定表について更なる活用を進める。 ・施設と事業課・スポーツ事業課の事業を総括し、開催時期や内容を調整するコーディネーターを配置する。 ・各部署の担当職員とコーディネーターによる定例会を毎月実施することで、施設と事業課・スポーツ事業課の事業の課題を洗い出し、開催時期の調整や同様の事業のスクラップ＆ビルドを進める。 ・職員間でグループウェアの機能についての理解に差があり、全体事業予定表は作成されたが、活用を更に推進する必要がある。 ・区民ニーズに応える事業実施のために、事業の計画段階での検討や協力体制の整備が更に必要である。
12	1-③-（イ）事業企画・運営における専門性の向上	**事業課/スポーツ事業課**	・文化芸術に特化した職員の育成を目的に、外部専門講師による研修を定期的に実施した。グループワークによる事業の企画や実施に向けてのプロセスの検証を行うことで、職員の意識の向上を図った。 ・他区市町村での取組や実例、ノウハウを学ぶための研修を実施し、他区市町村での状況の共有がなされ、専門性や機能を補完した。 ・各課の会議で、研修での報告等を実施して職員全体のスキルアップを図り、事業を自らが企画し、実行することに役立てた。 ・東京 2020 大会の気運醸成のため、スポーツと文化を融合した事業を初めて実施した。調整に困難を極めたが、アンケート結果では、参加者の満足度は高かった。	・研修参加は必要だが、それだけでは即戦力になりにくく、継続した事業の経験によるノウハウの蓄積が必要である。 ・職員の専門性を高めるために、外部講師による文化芸術専門研修の受講が不可欠である。また、他の文化施設の視察やコンサート等の鑑賞をすることで専門性を高める必要がある。 ・舞台・音響の資格等、文化芸術事業に必要な資格取得のための予算の確保及び情報の提供が必要である。 ・障がい者スポーツイベント実施の専門性を高めるために、障がい者スポーツ指導員やサービス介助士の資格取得が必要となっている。

No.	項目	担当部門	進捗状況	新たな課題
13	１-③-（ウ）情報発信の強化に向けた取組	**事業課**	・アクセス数の多い事項を洗い出してアクセス数の一覧表を作成し、関心の高い事業を分析した。 ・ホームページをリニューアルし、アクセシビリティを向上させるとともに、更新も職員で簡易にできるように改修を行った。 ・事業申込みの際にメールでの返信を試行し、可能であることを確認した。他区での活用状況を調査し、活用できることは参考とした。 ・インターネット事業の展開のために動画配信のためのツールや委託事業者の調査を実施した。	・大規模イベントにアクセス数が多いことを活用した新たな情報発信方法の構築が必要である。 ・メールでの返信について、統一フォーマットの作成や運用などの検証が必要である。 ・ＳＮＳを利用した情報発信の強化が必要である。 ・情報発信と合わせたネットリテラシーの向上と個人情報の保護が必要である。
14	２-①-（ア）利用者満足度向上への取組	**企画経営課**	・各課長及び各施設長と支援業者との打合せを定期的に行い、施設利用者アンケートや利用者グループインタビュー、インターネット調査などの満足度調査を令和元年度に実施した。また、台場区民センターについては、図書室利用者へのアンケートも実施した。 ・全施設で利用者懇談会を実施し、施設利用者アンケートの結果を報告した。 ・アンケートの実施方法や青山生涯学習館図書コーナー利用者へのアンケート実施、満足度調査の経年比較を検討した。 ・職員向けに満足度調査の報告会を実施した。	・利用者アンケートでは、施設により結果にばらつきが出たことを検証する必要がある。 ・施設をあまり認知していない区民の認知度向上の検討が必要である。 ・満足度調査の結果を踏まえ、的確な分析が必要である。
15	２-①-（イ）施設運営を通じた信頼醸成の取組	**企画経営課**	・区民センター長会に区の所管課の年度の代表者のみから全所管課職員の出席を可とするとともに、地域振興課及び高輪区民センターの所管である高輪地区総合支所の職員も出席することとした。 ・生涯学習施設において、生涯学習スポーツ振興課担当職員と施設長で定期的に打合せを実施し、情報共有の仕組みを強化した。 ・各施設での事業や各課の事業の実施に当たり、応援体制の仕組みを強化し、オール財団での連携を強化した。	・施設へ出向いての情報交換が頻繁に実施できず、具体的な課題抽出が不十分であった。 ・作成する書式や添付ファイルの種類が施設によって異なっているため、資料の様式などの標準化を図り、周知する必要がある。

No.	項目	担当部門	進捗状況	新たな課題
16	２-②-（ア）公募情報の収集と活用	**企画経営課**	・各施設の過去の経過等の調査・検討を行った。 ・次期指定管理選考検討会を月１回程度開催し、情報の収集と共有、課題の抽出などの検討を行った。 ・（仮称）文化芸術ホールの指定管理に関して、情報の収集を行った。 ・更なるホスピタリティ向上のための接遇研修や舞台機構調整技能検定の資格取得支援などにより、指定管理の公募に向けた取組を推進した。	・大規模施設かつ複合施設である新規施設については、共同事業を組む相手事業者との連携が必要である。 ・施設の管理運営に当たっては、より専門性が要求されてきている。 ・再指定を目指す施設については、現事業者と比較してより良い提案を検討する必要がある。
17	２-②-（イ）新たな指定管理施設の指定を目指す取組	**企画経営課**	・職員に対し、指定管理者制度と財団の指定管理の状況の説明会を開催した。 ・満足度調査の結果を職員に周知し、財団の強みと弱みの認識を深めた。 ・再指定を目指す施設のホームページの確認を定期的に行い、財団内で情報共有した。 ・ホームページに事業の募集記事だけでなく、事業の実施報告までを情報発信する取組を実施した。	・既存施設の指定管理の獲得に当たっては、多様な区民ニーズを把握し、更に新たな事業を検討する必要がある。 ・施設ごとの情報発信を統一する必要がある。 ・財団の現状を理解し、職員全員の意識向上が必要である。 ・財団に不足する専門的な業務（司書や生涯学習についての相談員等）について、適切に配置する必要がある。
18	２-③-（ア）将来に向けた管理運営力の強化	**企画経営課**	・各施設の特性を認識するとともに、事務の平準化を図るために、継続して区民センター長会やチーフ会を開催した。 ・研修を行い、職員の能力向上に努めた。	・高輪区民センターやスポーツセンターの管理の現状を把握し、更に上を行く企画提案書が必要である。 ・施設の特性や地域性を踏まえ、適切な管理運営の方法を施設長会などの現場サイドから提案する必要がある。
19	２-③-（イ）“財団ならでは”を強みとして生かすための取組	**企画経営課**	・グループウェアを活用してチーフ会専用のスペースを作成し、業務改善や情報共有、コミュニケーションを図り、活用のガイドラインを制定していく準備を進めた。 ・区民センター長会議等に区の担当職員が出席することにより、区との連絡調整と問題解決の場となった。	・チーフ会では、議題によって各課長に参加を要請していく必要がある。 ・短時間での会議運営のため、効率的な議論のできる環境づくりが必要である。

No.	項目	担当部門	進捗状況	新たな課題
20	３-①-（ア）業務効率の改善と資源の有効活用	**企画経営課/事業課/スポーツ事業課**	・財団全体の毎月のスケジュール一覧について、オール部課長会での配布を行い、情報共有を図った。 ・事業の受付について、電話受付に加え、インターネット申込の制度も普及してきたが、デジタルデバイド等を考慮した受付方法も検討中である。 ・事業改善検討会において、継続して事業の現状や業務の把握、課題抽出、業務の効率化を検討した。 ・事業コーディネーターの役割を明確にし、財団全体の事業について精査する体制を整えた。	・スケジュール一覧の運用状況を確認し、更に使いやすくしていく必要がある。 ・チケット申込システムを利用できない人にも、引き続き電話受付を行う必要がある。 ・受益者負担については、引続き財団内で検討する必要がある。
21	３-①-（イ）外部ネットワークとの協働体制の推進	**企画経営課/事業課/スポーツ事業課**	・各事業において関係する官公庁との連携・調整を行い、事業計画に遅滞が出ないように配慮した。 ・東京 2020 大会開催に向けて、区、港区体育協会及び財団の三者でボランティアの育成や活用について連携していくための打合せを行い、情報共有、課題整理を行った。 ・区民まつりの際の学生ボランティア活用など、各事業を行う際に、ボランティアの活用を実施した。 ・港区国際交流協会や大学など事業実施の際のボランティア団体や協力企業をリスト化し、東京2020大会に向けた事業や MINATO シティハーフマラソンへの協力を積極的に働きかけた。	・関係団体一覧の充実と活用のための検討を行う必要がある。 ・ボランティアの育成と活用について、三者で連携して実施していく取組を継続して行う必要がある。
22	３-①-（ウ）財団が一体となった安全・安心の取組	**企画経営課**	・各施設で消防訓練や防災訓練を実施した。生涯学習センターと青山生涯学習館の訓練には、企画経営課の職員が参加し、生涯学習施設の課題と起こり得ることをリアルタイムで共有できた。 ・施設モニタリングにおいて巡回記録を作成し、毎月次報告に添付した。 ・不在の際に次の職員に連絡するなど、臨機応変の対応が必要となる連絡網訓練を行った。 ・職員全員が、上級救命講習を受講した。 ・自衛消防技術認定試験を奨励し、認定証取得職員を輩出した。	・災害時における地域と区、施設間での連携の仕組みややるべき事項について更に検討が必要である。 ・マニュアルの整備で終わらず、各職員の危機意識の向上と維持が必要である。 ・利用者や地域の安全・安心を更に強化するため、更なる専門的な資格取得を継続する。

No.	項目	担当部門	進捗状況	新たな課題
23	３-②-（ア）職員のモチベーションの向上	**企画経営課**	・財団本部では、週初めの全体朝礼の中でクレドの唱和を行い、利用者の立場に立った財団運営を行った。 ・年度当初に財団職員全ての自己申告の作成と次長ヒアリングを行い、自己申告制度の意義や目的の理解を深めた。 ・財団固有職員の無期雇用制度を導入し、条件の整った職員については、円滑な登録を行った。 ・記念グッズの作成、ちぃばすのデジタルサイネージなどで財団ＰＲを図り、職員の働く意欲を引き出した。	・安定した事業運営、施設運営と、全職員の知恵と協力により、次期指定管理施設を獲得する必要がある。 ・財団の認知度を更に高めるため、財団ロゴを検討する。
24	３-②-（イ）人事評価制度や適切な就業管理と雇用・賃金体系の構築	**企画経営課**	・新たな給与体系に向けた検討を行い、あわせて、内部選考による課長、施設長の選考に取り組んだ。 ・システムＯＳのサポート期限に合わせ、新就業管理システムを導入し、更に使いやすいシステムに更新した。	・昇給などの賃金体系の根幹となる予算獲得のため、区との十分な調整が必要である。 ・財団内部での課長、施設長への昇任希望が少ない。指名制度を含めた昇任の仕組みの検討が必要である。
25	３-②-（ウ）利用者ニーズに的確に対応できる人材育成	**企画経営課/事業課**	・各職員の状況により可能な限り受講できるように、内部研修、外部研修、ネットラーニング研修等の多様な研修を実施した。 ・研修の際にアンケートを実施し、希望する研修で業務上の質の向上に必要があるものを以降の研修計画に盛り込んだ。 ・文化・芸術活動支援に係る研修を実施した。	・施設の管理運営に必要な専門性を財団内部で取得するか、外部に委託するかを個別に検討する必要がある。 ・研修に参加するため、各施設の効率的な就業体制を検討する。 ・利用者アンケート、事業終了後のアンケート、満足度調査を踏まえるとともに、職員のニーズに合わせた研修計画が必要である。
26	３-②-（エ）職員配置体制及び人材採用手段の検証と改善	**企画経営課**	・MINATO シティハーフマラソン実施のため、担当職員の増員を行い、更なる事業充実のための体制作りの検討を行った。 ・財団職員のモチベーションの向上やキャリアアップを促すための検討を行った。 ・５年以上在籍の職員を異動させるなど、組織の活性化を継続して行った。	・引き続き財団の組織力の強化を図る。 ・適切な人事異動を行い、適材適所の人材活用を更に推進する。 ・MINATO シティハーフマラソンについて、区と財団の定期的な確認・調整を継続して行う必要がある。

No.	項目	担当部門	進捗状況	新たな課題
27	３-③-（ア）新たな独自財源の確保に向けた取組	**企画経営課/事業課**	・キスポート誌の広告誌面の増加やパンフレットの広告掲載、キスポート会員制度から、Web 港区会員制度に変更したが、引き続き効果的に成果を上げるため継続して検討する。 ・現在の文化事業を対象とした助成金制度について、財団が受けられる助成金は申請済みであることを確認した。 ・ホームページに寄附の呼びかけのページを作成し、継続して周知していく。	・財団キャラクターや財団テーマ曲を活用した自主財源確保策を検討する。 ・自主財源で作成したものの販売やキスポート誌の一般団体の掲載枠の有料化を検討する。 ・個人からの寄附金の活用方法を検討する。
28	３-③-（イ）企業への協賛呼びかけと組織的な関係づくり	**事業課/スポーツ事業課**	・みなと区民まつりについて、平成 30 年度に協賛特典の見直しを行い、令和元年度から新たな協賛プランで実施したところ、協賛金額が約 300 万円増加した。 ・協賛事業拡大に向けて、事業実施担当者を中心に企業への打診を行った。 ・MINATO シティハーフマラソンの実施に向けて、企業に協賛を呼びかけ、事業への協力を積極的に働きかけた。 ・お台場ナイトマラソン、レディーススポーツ大会、フットサル大会などで、近隣企業からの協賛品をいただいた。	・区民まつり以外での事業協賛の際に広告掲載などの検討が必要である。 ・協賛実績一覧表の継続的な更新と効果的な活用を推進していく。 ・新たな協賛企業を開拓していく必要がある。 ・協賛企業への感謝状贈呈基準について、検討する必要がある。
29	３-③-（ウ）運営管理における更なる品質向上	**企画経営課**	・隔月で実施するＩＳＯ推進会議での意見を反映しながら、マネジメントシステムの規格改定によるマニュアル改訂作業を行い、ＩＳＯ及びプライバシーマークの更新・定期審査を受診した。 ・更新作業を終了し、業務品質の更なる向上と環境負荷の低減に向けた取組を更に推進した。	・ＩＳＯやプライバシーマークに基づいた業務改善を推進するため、職員の意識啓発とこれらシステムの周知が必要である。 ・定期・更新審査をクリアし、財団の品質向上を図る必要がある。

２　前計画期間中の事業数、職員数、人件費の推移

（１）財団事業数の推移

前計画から取り組んできた事業数は、次のとおりです。

令和元年度（2019 年度）の補助金事業については、コミュニティ振興事業の「ふれあい教室」の事業の開催などが減少しましたが、文化振興事業の「ふれあい鑑賞事業」の財団特別共催事業（財団の予算などを使わずに、事業団体へのホールなどの使用を認め、共催とすること。）の大幅な増加により、合計数としては増加しました。

※ 令和２年度（2020 年度）の事業数については、事業計画書に基づいた予定見込事業数です。

（単位：件）

年度	平成３０（2018）	令和元（2019）	令和２（2020）(見込)
コミュニティ振興事業	１７	１４	１４
スポーツ振興事業	３８	４１	３７
文化振興事業及び生涯学習支援事業	６７	７９	８５
健康増進事業	２	２	２
補助金事業　計(A)	１２４	１３６	１３８
指定管理・その他事業　計(B)	１２６	１３２	１３１
全体事業　総計(A+B)	２５０	２６８	２６９

（２）財団職員数の推移

区派遣職員を平成２４年度（2012 年度）から減員し、前計画の期間中も継続して固有職員を中心とした安定した組織運営に努めています。

平成２６年度(2014 年度)からは、各施設において安全･安心な施設管理体制を目指して、施設長・チーフ職を常勤化しました。

平成２７年度(2015 年度)には夜勤の柔軟かつ安定した対応のために、平成２９年度(2017 年度)、平成３０年度（2018 年度）にはマラソン事業担当の配置のために増員しました。

令和２年度（2020 年度）にはマラソン業務の拡大と伝統文化交流館が新たに指定管理施設に加わったことから増員しました。

（単位：人）

年度	平成３０（2018）	令和元（2019）	令和２（2020）(見込)
区派遣職員	７	７	７
財団固有常勤職員	３９	３９	４４
財団固有非常勤職員	３０	３２	３３
臨時職員等	３	４	３
合　　計	**７９**	**８２**	**８７**

（３）財団人件費及び管理費の推移

人件費、管理費の推移は、次のとおりです。平成２９年度（2017 年度）には、マラソン事業担当課長を常勤職員として１人増員し、平成３０年度（2018 年度）には、マラソン課を増員したことにより人件費は増加しました。令和元年度（2019 年度）は、健康増進センターが指定管理から外れたことにより減少、令和２年度（2020 年度）は、マラソン課の増員及び伝統文化交流館が新たに指定管理施設に加わったことから増加しました。

また、令和元年度（2019 年度）のその他管理費が増えた主な理由は、財団システム入れ替え費用及びその運用経費の増加によるものです。

（単位：千円）

年度		平成３０（2018）	令和元（2019）	令和２（2020）
人件費	補助金事業	117,329	120,387	128,878
	指定管理事業	154,492	143,433	182,510
	管理部門	69,742	70,916	71,056
小　計		**341,563**	**334,736**	**382,444**
その他管理費		47,937	51,802	60,194
合　　計		**389,500**	**386,538**	**442,638**

＊注：令和元年度（2019 年度）までは決算額、令和２年度（2020 年度）は予算額を掲載しています。

【参考】職員１人当たり人件費　（単位：千円）

年度	平成３０（2018）	令和元（2019）	令和２（2020）(見込)
財団固有職員人件費	4,149	4,238	4,301

（〔令和２年４月現在〕平均年齢：55.8 歳・平均勤続期間：7.2 年）

３　財団が実施している事業

財団の実施している主な事業は、下記のとおりです。
（※事業回数、人数等は令和２年度の当初の計画数を記載しています。）

（１）コミュニティ振興に関する事業（定款第４条第１項第１号）

●コミュニティ振興の情報収集・提供及び組織づくり支援事業

区民に役立つ情報の収集に努め、各種媒体を通じて区民に利用しやすく、分かりやすく情報を提供するとともに、イベント等の事業を通じた組織づくりを支援しています。

事業名	目的・内容
コミュニティや財団の事業情報の提供	コミュニティの育成を図るために、必要な情報を収集し提供しています。 ・ホームページ
コミュニティ情報誌の発行等	各地域で活動する団体等のイベント情報や会員の募集、スポーツ・健康・生涯学習・ふれあい事業、文化鑑賞事業の開催等の情報を提供します。 ・財団情報誌「キスポート」の発行（月１回） 　１３０，０００部新聞折込配布・区内主要地下鉄駅等配置 ・みなと区民まつり特集号の発行（年１回） ・ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン特集号の発行（年１回）
グループの育成・組織づくりの支援	ふれあい教室、生涯学習講座などで結成されたグループや、地域で自主的に活動しているグループを支援し、地域コミュニティの活性化を図っています。 ・ハンドベル
Kiss ポートスタッフ	地域住民によるボランティアスタッフを組織し、地域性を高め、事業の効率化を図っています。

●コミュニティ振興の活動推進事業「ふれあいイベント」

区民の交流とコミュニティの育成、港区の地域特性を生かしたイベントを実施することで、交流とふれあいの輪を広げます。また、自然豊かな地方との交流を通じた仲間づくりの場を提供しています。

事業名	目的・内容
みなと区民まつり	区民団体を中心に、約４００の団体が参加する港区最大のおまつりです。 区民相互の協力により、５つのエリアで多種多様なイベントが繰り広げられます。日本文化体験や区内大使館による出展など、国際都市港区ならではの催しを多数盛り込んだ、コミュニティ振興や国際化推進に寄与する事業です。 （来場者数延約２４万人）
ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン	港区内の公道を走路とするマラソン大会です。 ・ハーフマラソン（定員：５，０００名）港区立芝公園をスタートし、東京タワーをフィニッシュ地点とした、２１．０９７５ｋｍのコース ・ファンラン（定員：７００名）港区立芝公園をスタートし、都立芝公園をフィニッシュ地点とした、約８００ｍのコース また、スタート会場周辺を中心に、様々なイベントも開催します。

自然とのふれあい交流事業	森や緑地などに一緒に出かけ、自然とのふれあいを経験する機会を設けています。 ・海と山の冒険隊（４０人）
地域とのふれあいイベント	区民の交流とコミュニティの育成を図るため、各地域において、地域の特性を生かしたイベントを実施しています。 ・東京ベイ・クリーンアップ大作戦（3回　延2，５００人） ・ふれあいどうぶつえん（2回　延2，５００人）
季節のイベント	区民の交流とコミュニティの育成を図るため、季節のイベントを実施しています。 ・梅まつり（延７００人）
ふれあい展示会	小学生を対象に書道の展示会を開催し、成果発表の機会を提供しています。 ・のびのび書展（応募作品数：３００点）

【みなと区民まつり】

【ＭＩＮＡＴＯシティハーフマラソン】

【東京ベイ・クリーンアップ大作戦】

（２）スポーツの振興、普及啓発に関する事業（定款第４条第１項第２号）

●スポーツ教室等事業

各種スポーツ教室やイベントを開催することにより、スポーツを始めるきっかけと楽しむことができる機会を広く提供しています。

事業名	目的・内容
スポーツ教室	スポーツ未経験者、初心者、初級者を対象に、正しい運動の方法を学び、技術向上を目指すことで、年齢を重ねても、生涯に渡ってスポーツにかかわっていただくためのきっかけをつくる事業です。 （延1,２００人） ・トライアスロン　・筋力アップトレーニング　・ラート教室 ・トランポリン教室　・レスリング体験会　・観光ロゲイニング
スポーツイベント	各種目のスペシャリスト選手を招き、競技への親しみを体感しながら、選手（チーム）と区民の交流をする事業です。また、障がい者と健常者が共に楽しむイベントも開催しています。（延2,２００人） ・Kiss ポートボウリング　・障害者スポーツの集い ・特別支援学級フットサル　・ブラインドサッカー ・フェンシング　・Kiss ポートスポーツボランティア養成講座 ・ラグビー普及事業　・スポーツと文化の融合イベント

●スポーツ大会事業

スポーツを続ける上での目標、成果発表の場を提供することにより、スポーツへの参加意欲の向上や楽しみを広げていきます。

事業名	目的・内容
ジュニアスポーツ大会	小・中学生を対象として、日頃の練習の成果を発揮する大会です。さらに、他チームとの対戦を通して交流を深めていく事業です。 （延１００チーム） ・小中学生サッカー大会 ・小中学生野球大会 ・小学生バスケットボール大会
区民スポーツ大会	幅広い層の区民を対象として、日頃の練習の成果を発揮する大会です。さらに、区民相互の交流を深める場を提供する事業です。 （延1,１００人） ・お台場ナイトマラソン　・レディーススポーツ大会 ・フットサル大会　・お台場駅伝競走大会

●みなと区民スポーツ・体育祭

競技としてのスポーツ大会、ふれあいとしてのスポーツまつりをみなと区民まつりの一部として開催し、幅広く区民に参加を呼びかけています。スポーツ振興と区民のスポーツへの意識と意欲の高揚を図ります。

事業名	目的・内容
みなと区民スポーツ・体育祭	体育の日記念事業の一環として、港区体育協会加盟団体等体育祭参加団体が各競技種目の大会を開始するにあたり、みなとパーク芝浦一帯で、区民がスポーツに親しみ、ふれあい、連携できる「みなと区民スポーツ・体育祭」を開催します。これにより、より一層、地域に根ざしたスポーツ振興と区民交流を広めていきます。（延１２，０００人）

【観光ロゲイニング】

【スポーツと文化の融合イベント】

【みんなでチャレンジスポーツフェスタ】

【お台場ナイトマラソン】

（３）文化の振興、生涯学習の支援に関する事業（定款第４条第１項第３号）

●文化振興に関する事業

文化芸術振興のため、区民に幅広く質の高い文化芸術等を提供し、区民相互の交流を図り、文化芸術の振興を推進し、コミュニティの場をつくっています。

事業名	目的・内容
ふれあい鑑賞事業 （文化芸術の鑑賞事業）	音楽・演劇・古典芸能など、幅広く質の高い文化芸術等の鑑賞の機会を提供しています。 ・Kiss ポートクラシックコンサート（1,７００人） ・Kiss ポートミュージック（9回　延1,６００人） ・伝統芸能鑑賞（文楽、歌舞伎等）（延２８０人） ・ふれあい親子コンサート・ワークショップ （０歳から可）（2回　延７５０人） ・避難訓練コンサート（１５０人） ・Kiss ポート講座　（8回　延４００人） ・英語で楽しむ伝統芸能（３５０人）
文化芸術の啓発・体験・支援型事業	さまざまな講座やワークショップなど、文化芸術活動への興味や知識を喚起する事業を実施します。さらに、アーティストや演劇集団に活動や練習の場の提供等の支援を行い、新しい芸術活動や情報が常に行き交う環境を整えます。 ・小中学生俳句大会（7,０００人） ・小中学校音楽鑑賞教室（２回　延２５０人） ・ふれあいアート（区内幼稚園・保育園等アウトリーチ　６９園） ・バンドフェスティバル（２日間で２２バンド参加、観客２００人） ・能公演と邦楽ワークショップ（３００人） ・東京国際映画祭みなと委員会 （東京国際映画祭みなと上映会[ＴＯＨＯシネマズ六本木ヒルズ] 延３００人、 東京国際映画祭プレイベント上映会２作品上映 延６００人 一般招待） ・「みなとアートナビ」（文化芸術情報収集提供ホームページ）運営

●生涯学習の支援事業

区民の生涯学習のニーズに応じた講座等を提供するとともに、区内の大学等と連携し、区民の学習の機会を支援します。また、生涯学習団体等と連携し、区民に対し学習の場と情報を提供しています。

事業名	目的・内容
区民大学	大学との連携による公開講座を開催し、各分野の専門講師から、主として現代の諸問題について学びます。 ・港区内６大学（延１，３００ 人）
小中学生ロボット講座	小・中学生が多様な創造性や可能性を伸ばしていける学習体験の場を提供しています。（５０人）

【ふれあい親子コンサート】

【小中学生ロボット講座】

（４）健康増進を図るための事業（定款第４条第１項第４号）

●健康増進・健康づくり事業

区内各地域において、土日・夜間を中心とした健康セミナー等を実施することで、時間や場所にとらわれない健康づくりを支援し、区民(在勤者を含む)の健康増進を図ります。なお、事業実施に当たっては、区内企業や団体、港区医師会、みなと保健所等と連携した取組を推進します。

事業名	目的・内容
健康増進事業	・健康づくりイベント（年数回） ・健康講座、健康セミナーの開催（各月１～２回） ・がん対策イベント（年１回） ・健康、栄養に関する情報資料の配布

【落語と足の健康の話】

【初心者ヨガ教室】

【パーソナルトレーニング】

【おは！太極拳】

（５）港区から受託する事業（定款第４条第１項第５号及び第６号）

●指定管理事業

施設の効率的な利用を図り、区民の自主的な活動の場として広く区民に開放し、施設を媒体としたコミュニティの育成に役立てます。そのため、区から受託した施設の管理を行います（定款第４条第１項第６号関係）。

・区民センター（４施設）・生涯学習センター　・青山生涯学習館　・伝統文化交流館

合わせて、次のとおり各施設で事業を行っています（定款第４条第１項第５号関係）。

施設名	主　な　内　容
麻布区民センター	・麻布区民センターふれあいまつり ・麻布演劇市 ・麻布アクターズスクール ・リズムであそぼ！ ・初歩からの水彩スケッチ講座 ・ジャズバレエ ・楽しいハワイアン ・麻布ジャパニーズクラス ・『Ciao チャオ』から始めるイタリア語講座 ・能に親しむ　～謡（うたい）～ ・子ども英語劇鑑賞会 ・コミュニティカレッジ ・麻布区民センター利用者懇談会
赤坂区民センター	・赤坂コミュニティまつり ・赤坂ふれあいコンサート ・赤坂ジャズフェスティバル ・サークル活動発表会 ・赤坂地区カラオケ交流会 ・敬老の集い ・懐かしの映画会 ・お試し体験講座 ・技能養成講座 ・コミュニティカレッジ ・赤坂区民センター利用者懇談会
芝浦港南区民センター	・芝浦港南ふれあいまつり ・芝浦港南フリーマーケット ・夏休み子ども大会 ・冬休み子ども大会 ・レインボーコンサート（台場区民センターと隔年実施） ・英語で遊ぼう ・和の楽器「三線講座」 ・「和のこころ」香道であそぶ（四季） ・「和のこころ」落語から学ぶ日本の心 ・「和とエコ」古布ぞうり ・「和とエコ」苔玉 ・五輪で英会話 ・コミュニティカレッジ ・芝浦港南区民センター利用者懇談会

施設名	主　な　内　容
台場区民センター	・お台場夏まつり ・お台場ふれあいフリーマーケット ・趣味サークル・カラオケ ・ベビーマッサージ＆ベビーヨガ教室 ・暮らしのマナー講座 ・絵本読み聞かせ教室 ・ハワイアンキルト講座 ・コミュニティカレッジ ・お台場ハロウイン ・サークル発表会＆体験ウイーク ・レインボーコンサート（芝浦港南区民センターと隔年実施） ・台場区民センター利用者懇談会
生涯学習センター （ばるーん） （青山生涯学習館では、指定管理事業は実施していません。）	・フェスティばるーん ・さくらだ学校企画運営委員講座 ・協働参画事業（社会教育関係団体他９団体） ・親子教室 ・語り部育成事業 ・オリンピック・パラリンピック事業
伝統文化交流館 ※令和２年に開館した施設のため事業予定を含みます。	基本事業 ・伝統文化の継承に関する活動 　伝統文化・歴史講座 　体験・ワークショップ ・交流の間の公開 ・区民相互の交流の機会 　区内団体の発表会や地域交流機会 ・伝統文化に資する資料の収集・展示 提案事業 　・伝統文化に関する公演、寄席、演奏会、トークライブなど

●自主事業

施設名	主　な　内　容
麻布区民センター	・初心者のための囲碁の会 ・麻布で体験えとせとら ・麻布の名所-歴史探訪【まち散歩】 ・楽しいチャレコミ講座 ・ドイツ語-文化交流講座 ・音育ランド ・音楽のさんぽ道～０さいからのコンサート ・合同コミュニティ交流会

施設名	主　な　内　容
赤坂区民センター	・赤坂塾　歴史講座 ・赤坂塾　生物講座 ・赤坂塾　伝統芸能ワークショップ ・国際交流関連講座 ・協働参画事業 ・避難訓練コンサート ・音楽のさんぽ道～０さいからのコンサート ・小中学生ワークショップ ・区民センター特別共催事業
芝浦港南区民センター	・私のビタミン講座「古典文学」 ・和のマナー講座（１回　１５人） ・音楽のさんぽ道～０さいからのコンサート ・ベイエリア・ミュージック・バンク ・サークル体験入会ウィーク ・しばうらこうなん１００冊の本だな ・芝浦運河まつり出展（台場区民センターとの協働事業）
台場区民センター	・NISA/iÐeCo 資産運用講座 ・笑顔のふうせんバレー教室 ・アニメ声優チャレンジ教室 ・音楽のさんぽ道０歳児からのクラシック・コンサート） ・お台場親子セーリング教室 ・芝浦運河まつり出展（芝浦港南区民センターとの協働事業） ・利用団体交流事業
生涯学習センター （ばるーん）	・まなび屋講座 ・劇場連携講座「劇団四季」 ・新橋鉄道講座 ・ばるーんゼミナール「教養編」 ・ばるーんゼミナール「実務編」 ・夏休みこども環境講座 ・うたごえ喫茶 ・社会教育関係団体研修 ・ユネスコ連携講座
青山生涯学習館	・青山絵画の基礎講座 ・ポーセリンアート体験教室 ・絵手紙体験教室 ・はじめての俳句 ・根津美術館へ行こう ・はじめてのフォトアート ・サントリー美術館へ行こう ・今右衛門連携講座 ・フラワーアレンジメント教室

【リズムであそぼ！ ・麻布】

【赤坂ふれあいコンサート・赤坂】

【フリーマーケット・芝浦港南】

【お台場夏まつり・台場】

【語り部・生涯学習センター】

【親子ふろしき・伝統文化交流館】

４　付属資料

設立趣意書（全文）

港区は自然の緑多い居住環境と高度の都市機能が共存したまちとして発展してきた。

しかし、バブル期における著しい業務地化により、定住人口は大幅に減少し、地域によっては、緩やかになりはしたものの今なお減少傾向が続いている。

その結果、町会・自治会を中心とした地縁型のコミュニティは衰退の状況にある。

港区は、定住人口の確保を区政の最重要課題として掲げ、基本構想に示す将来像「やわらかな生活都心―住みつづけられるまち・港区－」の実現をめざしている。

定住人口が 15 万人台で停滞する一方、昼間人口が 90 万人を超える都心区特有の現象を持つ港区のコミュニティの再生を図るため、町会・自治会などの従来からある地縁的なコミュニティ団体の活動の活性化とともに、昼間区民といわれる区内で活動している人びととの相互交流を深め、都心にふさわしいコミュニティの形成を図る必要がある。

そのため、港区では、区のコミュニティ活動の拠点となる施設の拡充とともに、時代の変化に対応した施策を行っているが、コミュニティ活動の場所や機会の提供にとどまらず、人びとのふれあい交流事業や施設・事業の情報提供など、これまで以上に積極的なコミュニティ振興施策を実施することが重要となる。

一方、区民や区内で活動する人びとの間には、こころの豊かさと生きがいを求めて活動する人びとが増え、区民一人ひとりが生涯にわたって行う生涯学習に対する需要も増大し、その内容も高度化、多様化している。こうした人びとの学習意欲に応え、生涯学習を推進していくための基盤を整備し、学習ニーズの多様化、高度化に応えるため、生涯学習情報の提供や学習機会の拡充を図るなど生涯学習を支援していくことが必要である。

また、区は、これまで区民や区内で活動する人びとの自主的な文化活動を支援するため、活動の場の整備や文化団体の育成を図り、人びとが身近で手軽に活動に参加できる機会の確保に努めてきたが、より多様な場や機会の確保を整備するとともに、文化の担い手である人びとの自主性を最大限に尊重しながら、文化活動を行うグループ等を支援していくことが必要である。

さらに、健康に対する人びとの考え方も、時代の流れの中で大きく変化してきている。心身ともに健康であることは、豊かで充実した人生を送るための基盤である。生涯を通じていきいきと健康に過ごしていくことは、ますます重要となっており、自己の健康の保持増進に向けて、区民一人ひとりが「自分の健康は自分で守り、つくる」という、より積極的な健康づくりの取り組みが求められている。そのため、個人の健康づくりはもとより、健康づくりの地域活動や自主的活動への支援を積極的に推進していく必要がある。

このような中で、港区のコミュニティ振興事業と文化振興事業・生涯学習の支援事業、健康増進事業並びに関連施設において、区民サービスの一層の充実を図り、幅広い住民を対象

としたきめ細かな対応を行うには、限られた対象者を事業目的とする現行の縦割り組織、事業並びに施設では事業や施設の弾力的な実施や運営の面で、施設の利用申請が当該施設でしかできないとか、自主的な活動グループ等の横の連携がとりにくいなど一定の限界がある。

そこで、既存の制度や行政の枠を越えた新しい観点から、機動的かつ弾力的なサービスを担わせるために、公平で社会的信頼性の高い、財政的に安定した公益法人の創設が必要となる。

こうした考えのもと、港区は、地域の問題や共通の課題解決への主体的な取組みのできる都心にふさわしいコミュニティ形成をめざすために、地域で暮らす人々の自主的な活動を支援し、コミュニティ振興、文化振興・生涯学習の支援、健康増進の各事業を推進するとともに、コミュニティの活性化を図るための機会と場を提供することによりコミュニティの振興を図り、もって健康で文化的な区民生活の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする、「公益財団法人港区ふれあい文化健康財団」を設立するものである。

平成８年３月

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団 定款

第１章 総則

（名称）
第１条　この法人は、公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団と称する。
（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、コミュニティの振興を図るため、東京都港区の区域内に在住、在学及び在勤する者に対し、これらの自主的なコミュニティ活動の支援やコミュニティの活性化を図るための機会と場の提供などのコミュニティ振興事業、スポーツ振興事業、文化振興事業、生涯学習支援事業及び健康増進事業を行い、もって健康で文化的な区民生活の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とする。
（事業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) コミュニティ振興に関する事業
(2) スポーツの振興、普及啓発に関する事業
(3) 文化の振興、生涯学習の支援に関する事業
(4) 健康増進を図るための事業
(5) 港区から受託するコミュニティ、スポーツ、文化、生涯学習、健康増進に関する事業
(6) 港区から受託する施設の管理運営に関する事業
(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
２　前項の事業は、東京都において行うものとする。

第３章 資産及び会計

（基本財産）
第５条　基本財産は、第 4 条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。
２　基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
（事業年度）
第６条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
（事業計画及び収支予算）
第７条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
(6) 財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告
(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第９条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第４章 評議員

（評議員）

第１０条　この法人に評議員 19 名以上 24 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１１条　評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

２　評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 4 名の合計 7 名で構成する。

３　評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

４　評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

５　評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴
(2) 当該候補者を候補者とした理由
(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
(4) 当該候補者の兼職状況

６　評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

７　評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

８　前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
(2) 当該候補者を 1 人又は 2 人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
(3) 同一の評議員（2 人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該 2 人以上の評議員）につき 2 人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

９　第 7 項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10　この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特別の関　係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特別の関係がある者が含まれてはならない。

（任期）

第１２条　評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第１３条　評議員は、無報酬とする。

２　評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準は、評議員会の決議により別に定める。

第５章 評議員会

（構成）

第１４条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１５条　評議員会は、次の事項について決議する。
(1) 理事及び監事の選任又は解任
(2) 理事及び監事の報酬等の額
(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分
(6) 基本財産の処分又は除外の承認
(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１６条　評議員会は、定時評議員会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、11 月、3 月及必要がある場合に開催する。

（招集）

第１７条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日の 1 週間前までに、評議員に対して、書面で通知しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（議長）

第１８条　評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

（決議）

第１９条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任
(2) 定款の変更
(3) 基本財産の処分又は除外の承認
(4) その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第２０条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）

第２１条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 15 名以内
(2) 監事 2 名以内

２　理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長、1 名を常務理事とする。

３　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第 1 項

第 2 号の業務執行理事とする。

（役員の選任）
第２２条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
３　この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。
４　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。
５　この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特別の関係にある者を含む。)及び評議員(親族その他特別の関係にある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。
（理事の職務及び権限）
第２３条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
３　副理事長は理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
４　常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
５　理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
（監事の職務及び権限）
第２４条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
（役員の任期）
第２５条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第２６条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
（報酬等）
第２７条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評

議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

（理事及び監事の責任免除）

第２８条　この法人は、理事又は監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章　理事会

（構成）

第２９条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３０条　理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

（開催）

第３１条　理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

２　定時理事会は、毎年度5月、11月、3月に開催する。

３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催することができる。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

（招集）

第３２条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事会を招集するには、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、書面で通知しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（議長）

第３３条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）

第３４条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９７ 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３５条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３６条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

（解散）

第３７条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第３８条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第３９条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第４０条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第１０章　事務局

（事務局）

第４１条　この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４　前項以外の職員は、理事長が任免する。

５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第１１章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第４２条　この法人は、公正で開かれた事業活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）

第４３条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第１２章 補則

（委任）

第４４条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の理事長は、次に掲げる者とする。

菅谷眞一

４　この法人の最初の副理事長は、次に掲げる者とする。

小林敬三

５　この法人の最初の常務理事は、次に掲げる者とする。

由井敏参

クレド　（Ｃｒｅｄｏ）

港区スポーツふれあい文化健康財団は、２００８年５月より「Ｋｉｓｓポート・クレド」と名づけ、職員一人ひとりが、心に刻みつけるべき標語を定めています。

クレドは、サービス業を中心に、多くの企業で導入されています。

クレドは、組織のミッション（使命・存在意義）やビジョン（目的・将来像）を実現するために、守るべき価値基準と、職員一人ひとりの行動基準を定めるもの、と言われています。

したがって、クレドでは、顧客満足のための接遇に気をつける、個人情報保護のために、扉のついた鍵のかかるキャビネットにしまう、など何気ないことであるが、しかし、絶対に忘れてはならないことを網羅しています。

1　私たちは、法令遵守と倫理の遵守に心がけます。
2　私たちは、クレームこそ宝の山と考えます。
3　私たちは、笑顔が笑顔を呼ぶことを知っています。
4　私たちは、言葉だけでは伝わらないことを知っています。
5　私たちは、人と人とのつながりや、人との出会いを大切にします。
6　私たちは、お客様の声に耳を傾けます。
7　私たちは、どうしたらお客様に喜んでいただけるか、いつも考えています。
8　私たちは、お客様のご要望に、迅速かつ正確にお応えします。
9　私たちは、目に見えない小さな危機の兆しまで見逃しません。
10　私たちは、サービス向上のため、誠心誠意、たゆまぬ努力を惜しみません。
11　私たちは、サービス向上のために、あらゆる場面で、創意工夫に努めます。
12　私たちは、地球の水と、緑と、空気と、そして人を含む動物を大切にします。
13　私たちは、報告、連絡、相談を欠かしません。
14　私たちは、わかりやすく、懇切丁寧な情報提供に努めます。
15　私たちは、お客様の個人情報をお守りすることを約束します。
16　私たちは、お客様の個人情報の取り扱いについては、お客様のご意思を尊重します。

公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団　組織図

令和２年（2020 年）４月現在

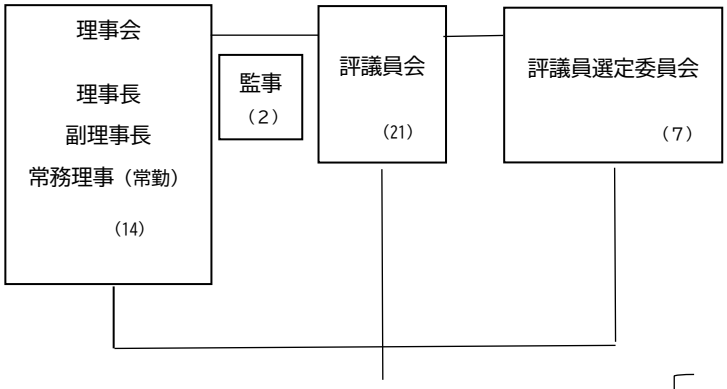

事務局長 ―― 事務局次長 ―― 企画経営課

（常務理事と兼務）

（単位：人）

	常勤職員			非常勤職員	その他	合計
	港区派遣	財団固有	小計	財団固有		
企画経営課	4(1)	5(1)	9(2)	0	0	9(2)
事業課	1	１３	１４	0	0	１４
スポーツ事業課	1	5	6	0	1	7
マラソン課	1	3	4	0	0	4
麻布区民センター	－	2	2	5	0	7
芝浦港南区民センター	－	2	2	5	0	7
台場区民センター	－	2	2	4	1	7
赤坂区民センター	－	3	3	6	0	9
生涯学習センター	－	4	4	6	1	１１
青山生涯学習館	－	2	2	4	0	6
伝統文化交流館	－	3	3	3	0	6
	7	**４４**	**５１**	**３３**	**３**	**８７**

※理事、監事、評議員及び評議員選定委員の（　）内は、現在数
※企画経営課人数には、管理職（常勤職員・財団固有には事務局長、港区派遣には事務局次長を各１人）を含む。
※常勤職員とは週５日勤務者、非常勤職員とは週４日勤務者
※区民センター、生涯学習センター、青山生涯学習館及び伝統文化交流館の人数は、指定管理施設への配置数
※平成３０年４月から、マラソン課新設
※平成３１年３月健康増進センター指定管理期間終了
※令和２年４月から、伝統文化交流館開設